

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月26日

【事業年度】 第33期(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

【会社名】 株式会社ジンスホールディングス

【英訳名】 J I N S H O L D I N G S I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 田中 仁

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」
で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム30F

【電話番号】 03-5275-7001(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 荒川 幸典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2016年 8 月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月
売上高 (百万円)	46,189	50,451	54,872	61,893	60,258
経常利益 (百万円)	3,604	5,227	5,627	7,015	5,827
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,980	2,767	3,097	3,869	1,687
包括利益 (百万円)	1,635	2,882	3,055	3,827	1,542
純資産額 (百万円)	15,232	17,515	19,707	22,370	17,763
総資産額 (百万円)	26,232	30,354	31,499	36,628	53,392
1株当たり純資産額 (円)	635.29	730.52	821.95	933.01	761.05
1株当たり当期純利益 (円)	82.61	115.44	129.17	161.40	71.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	67.40
自己資本比率 (%)	58.1	57.7	62.6	61.1	33.3
自己資本利益率 (%)	13.6	16.9	16.6	18.4	8.4
株価収益率 (倍)	57.50	55.87	44.20	36.37	102.40
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,449	6,339	4,742	6,877	7,749
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,629	2,406	3,064	2,836	3,878
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	116	1,548	2,996	1,724	12,438
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	4,349	6,860	5,531	8,479	24,667
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	2,532 〔1,054〕	2,779 〔970〕	3,084 〔843〕	3,538 〔973〕	3,707 〔1,251〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第29期から第32期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2016年 8 月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月
売上高及び営業収益 (百万円)	40,872	42,295	45,232	40,209	3,761
経常利益又は 経常損失() (百万円)	3,981	5,723	5,785	5,485	1,792
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	2,418	1,681	3,459	3,225	1,844
資本金 (百万円)	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202
発行済株式総数 (株)	23,980,000	23,980,000	23,980,000	23,980,000	23,980,000
純資産額 (百万円)	16,618	17,013	19,609	21,684	13,640
総資産額 (百万円)	24,544	25,714	28,040	25,998	36,784
1株当たり純資産額 (円)	693.12	709.58	817.87	904.40	584.40
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当 額) (円)	25.00 (-)	36.00 (-)	48.00 (-)	50.00 (-)	25.00 (-)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	100.89	70.14	144.30	134.52	78.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.7	66.2	69.9	83.4	37.1
自己資本利益率 (%)	15.5	10.0	18.9	15.6	10.4
株価収益率 (倍)	47.08	91.96	39.57	43.64	-
配当性向 (%)	24.8	51.3	33.3	37.2	-
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	1,830 〔999〕	1,878 〔852〕	2,047 〔758〕	52 〔5〕	53 〔5〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	84.4 (88.3)	115.0 (109.8)	102.8 (120.3)	106.5 (107.4)	132.6 (117.9)
最高株価 (円)	5,810	6,850	7,090	7,120	8,040
最低株価 (円)	3,450	4,205	4,730	5,040	4,960

- (注) 1 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 2 第29期から第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 第33期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 5 当社は、2019年7月1日付で会社分割を行い持株会社へ移行いたしました。これにより、第32期以降の経営指標等は、第31期以前と比較して大きく変動しております。

2 【沿革】

現在に至るまでの沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
1988年7月	群馬県前橋市に資本金5百万円にて、服飾雑貨並びに生活雑貨の企画・製造・卸売を目的に、有限会社ジェイアイエヌ（現 株式会社ジズホールディングス）を設立し事業を開始
1991年7月	有限会社ジェイアイエヌの組織を変更して株式会社ジェイアイエヌとし、資本金を10百万円に増資
2001年4月	福岡県福岡市の天神ピブレ店内に、「ジズ天神店」を出店しアイウェア事業へ進出
2006年8月	株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場（現 東京証券取引所JASDAQ市場）に株式を上場 公募増資により、資本金518百万円となる
2008年8月	本社機能を群馬県前橋市から港区北青山に移転し、東京本社とする
2010年9月	中国遼寧省瀋陽市に当社100%出資にて吉姿商貿(瀋陽)有限公司を設立し、中国に進出
2011年6月	新設分割によりレディス雑貨の販売を行う株式会社ブランドニューデイ（現 株式会社フィールグッド）を完全子会社として設立
2011年10月	中国上海市に当社100%出資にて睛姿商貿(上海)有限公司（現 睛姿(上海)企業管理有限公司）を設立
2012年8月	公募増資により、資本金3,202百万円となる
2012年12月	中国北京市に当社100%出資にて睛姿美視商貿(北京)有限公司を設立
2013年5月	株式会社東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2013年12月	米国デラウェア州に当社100%出資にてJINS US Holdings, Inc. を設立 米国カリフォルニア州サンフランシスコ市にJINS US Holdings, Inc. が100%出資にてJINS Eyewear US, Inc. を設立
2014年7月	東京本社を現在の千代田区富士見に移転
2015年6月	台湾台北市に当社100%出資にて台湾睛姿股份有限公司を設立
2015年12月	英国領ケイマン諸島に当社100%出資にてJINS CAYMAN Limitedを設立
2016年2月	中華人民共和国香港特別行政区にJINS CAYMAN Limitedが100%出資にてJINS ASIA HOLDINGS Limitedを設立
2016年8月	JINS ASIA HOLDINGS Limitedを中間持株会社とした中国事業再編を実施
2016年9月	会社分割により当社のメンズ雑貨事業を当社100%子会社である株式会社ブランドニューデイに承継（同日付で株式会社フィールグッドに商号変更）
2018年5月	群馬県前橋市に当社100%出資にて株式会社ジズジャパン（現 株式会社ジズ）を設立
2018年6月	中華人民共和国香港特別行政区にJINS ASIA HOLDINGS Limitedが100%出資にてJINS Hong Kong Limitedを設立
2018年12月	東京都千代田区に当社100%出資にて株式会社Think Labを設立
2019年7月	会社分割により、株式会社ジズジャパン（同日付で株式会社ジズに商号変更）に、当社の営む一切の事業（ただし、当社及び当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除く）を承継 株式会社ジズホールディングスに商号変更し、持株会社体制へ移行
2020年2月	総額200億円の2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行
2020年3月	睛姿商貿(上海)有限公司を管理性会社に改組し、睛姿(上海)企業管理有限公司に商号変更
2020年8月	株式会社フィールグッドが運営しているレディス雑貨事業及びメンズ雑貨事業から撤退

3 【事業の内容】

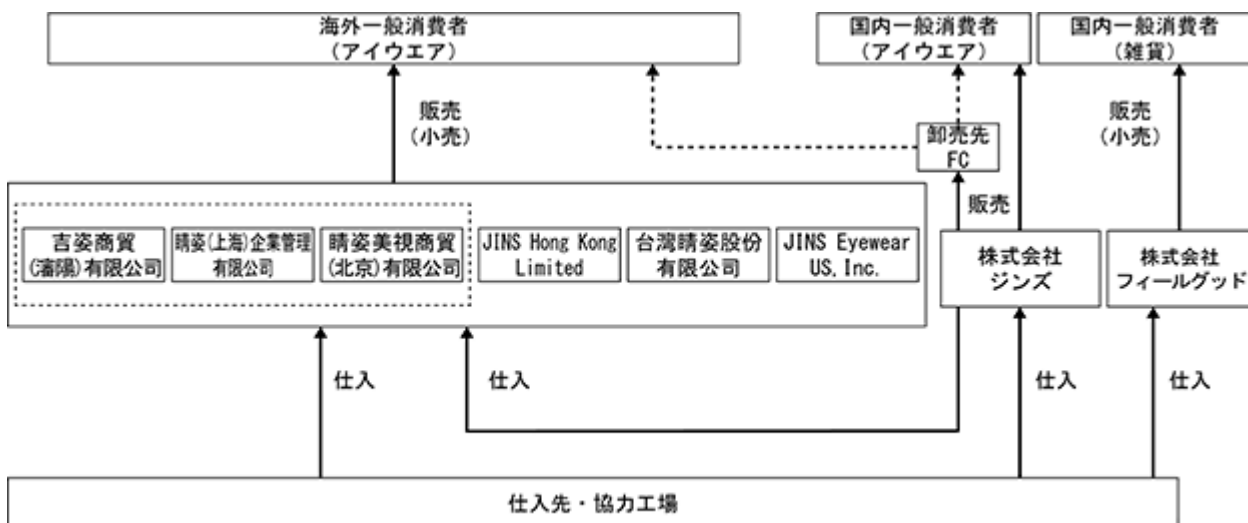
(1) 事業内容について

当社グループは、株式会社ジンスホールディングス（当社）、連結子会社12社及び非連結子会社1社により構成されております。

当社グループの事業にかかる位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

報告セグメント	会社名	区分
国内アイウェア事業	株式会社ジンス	連結子会社
海外アイウェア事業	吉姿商貿(瀋陽)有限公司	連結子会社
	睛姿(上海)企業管理有限公司	連結子会社
	睛姿美視商貿(北京)有限公司	連結子会社
	JINS US Holdings, Inc.	連結子会社
	JINS Eyewear US, Inc.	連結子会社
	台灣睛姿股份有限公司	連結子会社
	JINS CAYMAN Limited	連結子会社
	JINS ASIA HOLDINGS Limited	連結子会社
	JINS Hong Kong Limited	連結子会社
雑貨事業	株式会社フィールグッド	連結子会社
その他	株式会社ジンスホールディングス	当社
	株式会社Think Lab	連結子会社
	株式会社ジンスノーマ	非連結子会社

事業の系統図は次のとおりであります。



※上記系統図以外に、当社及び連結子会社4社、非連結子会社1社があります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ジンス (注) 2、4	群馬県前橋市	110百万円	日本におけるアイ ウェアの企画・生 産・流通・販売	100.0	経営指導 資金の貸付等
株式会社 フィールグッド (注) 3	東京都 千代田区	50百万円	メンズ及びレディ スのバッグ、帽 子、アクセサリ 等服飾雑貨の企 画・生産・流通・ 販売	100.0	資金の貸付等
吉姿商貿(瀋陽) 有限公司	中国遼寧省 瀋陽市	1,000千米ドル	中国におけるアイ ウェアの販売	100.0 (100.0)	-
晴姿(上海)企業管理 有限公司 (注) 2	中国上海市	19,450千米ドル	中国におけるアイ ウェアの販売	100.0 (100.0)	資金の貸付等
晴姿美視商貿(北京) 有限公司	中国北京市	700千米ドル	中国におけるアイ ウェアの販売	100.0 (100.0)	-
JINS US Holdings, Inc. (注) 2	米国 デラウェア州	19,000千米ドル	米国におけるアイ ウェア事業の統括	100.0	-
JINS Eyewear US, Inc. (注) 2	米国カリフォル ニア州	18,980千米ドル	米国におけるアイ ウェアの販売	100.0 (100.0)	資金の貸付等
JINS CAYMAN Limited	英国領 ケイマン諸島	3.38米ドル	アジアにおけるア イウェア事業の統 括	100.0	-
JINS ASIA HOLDINGS Limited (注) 2	中国香港 特別行政区	190,432千香港ドル	アジアにおけるア イウェア事業の統 括	100.0 (100.0)	-
台湾晴姿股份有限公 司	台湾台北市	81,000千台湾ドル	台湾におけるアイ ウェアの販売	100.0	-
JINS Hong Kong Limited	中国香港 特別行政区	15,000千香港ドル	香港におけるアイ ウェアの販売	100.0 (100.0)	資金の貸付等
株式会社Think Lab	東京都 千代田区	100百万円	オフィススペース の企画・運営・管 理・コンサルティ ング	98.4	資金の貸付等

- (注) 1 「議決権の所有(又は被所有)割合(%)」欄の()内は、当社の子会社等が所有する議決権の比率を内数で示しております。
- 2 特定子会社であります。
- 3 2020年9月30日をもって解散し、2021年8月期中に清算終了を予定しています。
- 4 株式会社ジズについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	47,350	百万円
	経常利益	10,086	〃
	当期純利益	7,498	〃
	純資産額	8,129	〃
	総資産額	25,627	〃

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
全社	3,707 [1,251]
合計	3,707 [1,251]

- (注) 1 使用人数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
- 2 使用人数欄の〔外書〕は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。

(2) 提出会社の状況

2020年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
53 [5]	38.8	6.3	6,626,197

- (注) 1 使用人数は就業員数であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
- 2 使用人数欄の〔外書〕は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。
- 3 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社では、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、市場環境の変化に対し組織的に対応し、かつ、グローバルでの成長を確実なものとするため、ブランドビジョンを「Magnify Life」（人々の生き方を豊かに広げる）とし、このブランドビジョンを実践していく上での行動指針（Attitude）を「Progressive」、「Inspiring」、「Honest」と定めております。

当社グループでは、社内及び顧客との間で「Magnify Life」を共有し、「Magnify Life」に基づいた顧客体験を提供することでブランドビジョンの浸透を図り、持続的な成長を実現してまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、メガネ等のアイウェアの企画、製造、販売を一貫して行うSPA体制により、メガネを必要とされるすべての方に高品質・高機能なメガネを市場最低・最適価格で提供してまいりました。アイウェア事業を推し進めていく中、商品力、接客力の向上に努めながら、イノベティブなプロダクトの開発や様々なニーズに応えられるサービスの導入を進めるなど、顧客価値を高めるビジネスモデルを構築し、継続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

市場環境

国内眼鏡小売市場につきましては、スマートフォン、パソコン等の利用増加による近視の低年齢化や視力低下のリスクが高まる高齢人口の増加等により視力矯正を必要とされる方が増えていることから、メガネの販売本数は増加しています。一方でフレームとレンズを合わせた一式単価につきましては、年々下落の傾向が続いており、市場規模全体としてはほぼ横ばいの推移となっております。国内における競合環境につきましては、市場全体の傾向は低価格志向が進んでおり、低価格均一料金をビジネスモデルとした事業者のシェアが増加しております。

海外眼鏡小売市場につきましては、国内と同様にスマートフォン、パソコンの利用増加等により視力矯正が必要な人口が増加しています。中国をはじめとしたアジア圏では、近視人口が増加しており、眼鏡の市場規模は拡大しております。また当社を模倣した眼鏡チェーンも数多く出店しており、競合環境は激しさを増しております。米国においては、眼科での販売や眼科と提携した眼鏡店での販売及び全国規模の大型小売店舗内での販売が主流ですが、近年ではEC販売が伸長しております。

商品戦略

商品戦略につきましては、高品質・高機能なメガネを市場最低・最適価格で提供することを基本方針としつつ、「エアフレーム」「JINS 花粉CUT」といった新しい価値をもたらす商品開発を継続的に進めてまいります。また、バイオレットライトを用いた近視進行抑制メガネ型医療機器といったようなお客様により良い価値を提供できるイノベティブなプロダクトの開発を進めてまいります。

レンズにつきましては、大手レンズメーカーの薄型非球面レンズを標準装備としており、度数にかかわらず追加料金0円で提供しております。オプションレンズも、パソコンやスマートフォンから放出されるブルーライトをカットする「JINS SCREENレンズ」や主にお子様向けに眼に必要とされているバイオレットライトを取り込むことができる「JINS VIOLET+」など豊富な種類をお求めやすい価格で取りそろえております。

店舗戦略

店舗戦略につきましては、ECサイトでの販売を推進しながらも、度数測定やフィッティング調整など、まだ店舗でしか提供できないサービスがあること、また未進出の地域や認知度の低い地域があることから、引き続き店舗網の拡充に努めてまいります。

国内アイウェア事業においては、引き続きお買い求めやすい立地への出店を進めつつ、アプリで商品選びから決済まで完結し、待ち時間なく店舗でメガネの受け取りが可能になるサービス「CLICK&GO」をはじめとした新たな購買体験を提供できるよう進めてまいります。

海外アイウェア事業においては、既存店の着実な増収及び適切な新規出店を行うことで収益性の向上に取り組んでいくとともに、さらなるグローバルネットワークの拡充に努めてまいります。

DX化の推進

当社グループを取り巻く社会環境においては、新型コロナウイルスの影響による新しい生活様式の浸透やリモートワークの定着等により、消費者の価値観や購買行動が大きく変化しております。

このような経営環境の変化が見られる中、当社グループがさらなる成長を実現していくために、デジタルトランスフォーメーションを加速させ、顧客価値向上及び業務効率化の推進を最重要課題として取り組んでいく方針です。進出している各国、各地域において、かねてより進めているECサイトでの販売やアプリの活用をさらに推し進め、操作性や機能の向上、新規サービスの導入等による利便性の高い購買体験を提供してまいります。また、店舗オペレーションに限らず、本部における商品管理、業績管理等の業務においてもより高度なデジタル化を図り、最適化、効率化を進めることでコスト削減に努めてまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、将来にわたる継続的な事業の拡大を通じて、当社グループの企業価値を向上させていくことを目指しております。その中で、経営指標としては国内アイウェア事業及び海外アイウェア事業の収益性を重視しながら事業の成長性を高め、連結業績における営業利益及び売上対営業利益率並びに自己資本当期純利益率（ROE）の向上に努めてまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

商品ラインアップの多様化

当社グループは、ブランドビジョンである「Magnify Life」の実現に向け、お客様に価値ある商品を提供できるよう価格を見直し、商品ラインアップを拡充してまいりました。しかしながら、20代から30代のお客様には引き続き高い支持をいただいている一方で、メガネ装着率の高い40代以降のお客様に向けた品揃えのさらなる強化が重要な課題であると認識しております。

そこで、視力矯正及び非矯正メガネの両面でクオリティやデザインを持続的に向上させ、全世代に向けた品揃えの充実に取り組んでまいります。

イノベティブなプロダクト開発の強化

当社グループは、これまで「JINS MEME」や「JINS VIOLET+」といったお客様に革新的な商品を提供できるよう開発に注力してまいりました。

また、「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行の抑制を目的としたメガネ型医療機器の開発の共同プロジェクトに着手しております。

引き続き、お客様との双方向のコミュニケーションを重ねながら、お客様のニーズにマッチした商品を安定的かつ継続的に開発し提供できるよう取り組んでまいります。

持続的な店舗展開の推進

当社グループは、国内の店舗展開として、都心部や地方の中核都市及びその近郊、広域型ショッピングセンター、百貨店や駅ビル等を中心に出店を行うとともに、一部郊外ロードサイドの出店を行う等、ロケーションの多様化を推進してまいりましたが、単一フォーマットによる店舗展開を行っていたため、ロケーションに合わせた店舗フォーマットやMD（マーチャンダイジング）の多様化が重要な課題であると認識しております。

そこで、今後の出店戦略をさらに積極的に展開するためにも、ロケーションに沿った店舗フォーマットの構築やMD展開の確立を重点的に行い、新規出店に対する基盤強化を進めてまいります。

デジタルトランスフォーメーションの推進

当社グループは、かねてよりECサイトでの販売やアプリの活用を進めておりますが、当社グループを取り巻く社会環境においては新型コロナウイルスの影響による外出規制に端を発した新しい生活様式が定着し、ネットショップやデリバリービジネスなど対面を伴わない商取引が拡大しております。

今後もさらにECサイトでの販売やアプリの活用を推し進め、操作性や機能の向上、新規サービスの導入等による利便性の高い購買体験を提供してまいります。また、店舗オペレーションに限らず、本部における商品管理、業績管理等の業務においてもより高度なデジタル化を図り、最適化、効率化を進めることでコスト削減に努めてまいります。

SPA体制の効率化と堅確化

当社グループは、高品質かつ圧倒的な低価格での商品提供を可能にしている最大の原動力は、企画から販売までを一貫して行うSPA体制にあると認識しております。

そこで、このバリューチェーンを構成する各セクションの人材の育成・確保に注力するとともに、システム化を推進し、一層の効率化と堅確化に取り組んでまいります。

グローバル展開の推進

当社グループが、今後とも持続的な成長を成し遂げるためには、グローバル展開の推進が重要であります。海外ビジネスを拡大していくためには人的リソースが不十分であると認識しております。

今後、海外ビジネスに精通した人材の確保と海外人材の採用を積極的に行い、市場環境調査や経営管理面での充実を図り、効率的な海外展開が可能となるよう経営基盤を強化してまいります。

サステナビリティ活動の推進

当社グループは、ブランドビジョンである「Magnify Life」に基づく持続的な企業価値の向上の一環として、ESGを意識した取り組みに注力してまいります。

具体的な取り組みは次のとおりです。

- ・ フレームのリサイクル活動やリユース素材の活用といった環境への取り組みを進めております。
- ・ 災害時の復興支援活動や見る育講座の実施等の社会貢献活動を通じて、すべてのステークホルダーの方々に豊かで広がりのある未来を提供できるよう取り組みを進めてまいります。
- ・ BCP（事業継続計画）の観点から、第2本社設置、物流2拠点化、生産拠点の分散等に取り組んでおります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制について

	リスクの内容	リスクに対する対応策
医師法第17条の規定に関連する規制について	<p>日本国内においては、眼鏡販売の際に医師資格を有しない者が行う度数測定が医行為に該当するか否かについて、法律上明確な規定はありませんが、一般的には眼鏡を選択するための補助行為であって人体に害を及ぼすおそれがない場合は医行為に該当しないとされておりあります。</p> <p>当社グループの行う度数測定の補助行為は、人体に保健衛生上の危害を生じさせない範疇にとどまるものであり、過去に人体に重要な影響を与えた事実もありません。</p> <p>さらに、当社グループではこのような補助行為でも、十分な技術や知識の裏づけが必要であると考え、社内研修制度の充実に注力しております。</p> <p>しかし、法令・諸規則改正やその解釈の変更等により、上記のような度数測定の補助行為が医行為に該当すると判断された場合、ビジネスモデルの転換に伴う売上高の減少その他の理由により、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>国内アイウェア店舗における眼鏡の販売時に、お客様の目に合った度数のレンズを選択するための度数測定の補助を行っておりますが、医行為に該当する目の診断及び検診等は行っておりません。通常の営業活動においても、医行為ととられかねない行為をして医師法に違反しないように注意を払っております。</p>
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する規制について	<p>当社グループは、国内アイウェア事業において、眼鏡レンズ及び既成老眼鏡の一部を海外メーカーより直接輸入し、コンタクトレンズを国内企業より仕入れて販売しております。眼鏡レンズ及び既成老眼鏡は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」上の一般医療機器に、コンタクトレンズは薬機法上の高度管理医療機器に該当し、これらを輸入又は販売する行為は薬機法の規制を受けております。</p> <p>当社グループは、薬機法及び関連法令、各種省令の規制の下、レンズ等の適正な品質管理に努めておりますが、万一各種規制に抵触し、当該許可が取り消される等した場合、商品の供給に支障が生じ、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>眼鏡レンズの輸入販売を統轄する株式会社ジンスの東京本社において、薬機法第23条の2第1項に定める第三種医療機器製造販売業許可を取得し、眼鏡レンズの保管等を行う同社の物流センターにおいて薬機法第23条の2の3第1項に定める医療機器製造業登録をしております。また、コンタクトレンズを販売する同社の各店舗、東京本社及び物流センターにおいて、薬機法第39条第1項に定める高度管理医療機器等販売業許可を取得しております。また、それぞれの専門部署を設け、薬機法及び関連法令の規制に従い、レンズ、コンタクトレンズ等の適正な品質管理に努めており、各種規制に違反しないように注意を払っております。</p>

	リスクの内容	リスクに対する対応策
個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)について	当社グループは、事業活動において顧客のクレジットカード情報、度数情報等の個人情報の提供を受けているため、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者該当します。そのため当社グループでは、社内管理体制の整備及び従業員への周知徹底とともに、個人情報の流出防止対策にも万全を期しておりますが、万一個人情報が外部へ流出するような事態となった場合には、信用失墜に伴う売上高の減少その他の理由により、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。	「情報管理規程」「情報保護ガイドライン」「プライバシーポリシー」を制定しており、情報の重要度により適切な管理ができるよう定め、個人情報の管理を徹底しております。 また月に1度、「情報セキュリティ委員会」を実施し、運用・管理について監視し、常に改善を図っております。
製造物責任法(PL法)について	当社グループが販売する眼鏡及びコンタクトレンズ等の製品の欠陥により顧客の身体、財産等を毀損した場合、損害賠償金の支払、回収費用、代替品への対応費用等の多額のコスト負担のほか、社会的信頼の喪失等により当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。	販売する眼鏡及びコンタクトレンズ等に安全上の欠陥が生じないよう、品質管理部門を設置し、細心の注意を払っております。

(2) 業界環境に係わるリスクについて

	リスクの内容	リスクに対する対応策
国内視力矯正眼鏡市場の成熟化について	当社グループの国内アイウェア事業が事業領域とする日本国内眼鏡小売市場のうち視力矯正眼鏡市場は成熟化が進んでおりますが、競合環境その他構造的な変化等により市場全体が大きく縮小した場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループのアイウェア商品に対する市場のニーズは強く、また出店形態、販売形態を見直し再構築することにより、国内市場における収益向上の余地はまだあると考えておりますが、同時に、海外市場への事業拡大及び新規事業への進出も図っております。
代替商品・代替サービスの普及、及び出現について	レーザー装置による視力矯正手術等の代替商品・代替サービスの普及や、予想を上回る技術革新等により新たな視力矯正手段が出現し、眼鏡小売市場全体が大きく縮小した場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。	視力矯正目的以外のブルーライトカット、花粉カット等の機能性商品の拡充を図るとともに、眼鏡小売事業だけでなく、MEME事業やThink Lab事業を含め、常に新たな事業の展開を模索しております。
自然災害について	当社グループの店舗施設及び物流拠点の周辺地域において、地震、津波等の大規模災害が発生したことにより同施設が甚大な被害を受け、長期間にわたり販売行為や店舗への商品供給等の事業活動を行うことができなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めております。
感染症の流行	新型コロナウイルス等の感染症が急速に拡大し、パンデミックが発生した場合、当社グループの生産拠点、事業所の営業停止や店舗の休業の発生可能性があります。当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、事業継続計画に基づき、特定の生産拠点、物流拠点等において感染症が発生した場合でも、その影響を極小化すべく体制を構築しております。 本社部門においては、在宅勤務が可能な環境を整備しており、また、時差出勤の推奨、職場でのマスク着用の徹底、社内会議のウェブ会議やウェブ配信への切り替えを実施しております。 店舗の休業に対しては、EC販売への誘導を図る等、当社グループ全体で影響を軽減できるようビジネスモデルの変革を図ってまいります。

	リスクの内容	リスクに対する対応策
--	--------	------------

情報セキュリティについて	IT利活用を推進して間接業務の効率化・生産性の向上を図る一方で、情報化の進展に伴い情報セキュリティリスクが高まっています。重要な会社の情報資産の漏洩、情報システムの停止、データの消失・改ざん等の事態が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。	情報セキュリティに関する最大のリスクは、サイバー攻撃と内部関係者による情報漏洩であると考えております。当社グループでは、ITガバナンス専門部署を設置し、リスクを引き起こす要因ごとにセキュリティ対策を講じることにより、情報セキュリティリスクを低減し、セキュリティインシデント対策を強化しております。
--------------	---	--

(3) 金融環境の変化について

	リスクの内容	リスクに対する対応策
金利情勢の変動について	当社グループは、出店等の設備資金及び運転資金について、一部銀行借入による資金調達を実施しており、今後も将来的な資金需要に応じて銀行借入等による資金調達を行う可能性があります。 今後の有利子負債依存度の上昇や金融情勢の変化により金利水準が上昇した場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。	有利子負債依存度を引き下げる努力をするとともに、金利情勢に柔軟に対応できるよう、機動的な資金調達を行っております。
資金調達環境の変化について	当社グループは、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能とするため、取引銀行との間でコミットメントライン契約を締結しておりますが、今後の金融情勢の変化や当社グループの損益状況並びに純資産額の推移等により必要な資金調達に支障が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。 また、当社は、2020年2月12日に、2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。当社株価が転換価額を下回る水準で推移する等により、上記の各転換社債の株式への転換が進まなかった場合には、各満期において残存する転換社債につき額面での一括償還が必要となり、当社は他の資金調達手法によることを含め、リファイナンス等の対応が必要となる可能性があります。	設備資金及び運転資金を機動的かつ安定的に調達するため、取引銀行との間でコミットメントライン契約を締結しており、また、取引銀行と良好な関係を維持し、必要な資金調達に支障をきたさないようにしております。
為替変動の影響について	当社グループは、主要商品である眼鏡フレームの大部分とレンズの一部を中国等の海外から直接輸入しているため、仕入原価は為替相場変動の影響を受けます。また、当社グループは、当連結会計年度末現在において、海外連結子会社9社（うち事業会社6社）を有しており、海外連結子会社の外貨建ての財務諸表金額は、当社連結財務諸表において日本円に換算されるため、当社連結財務諸表は日本円と各通貨間の為替相場変動の影響を受けます。為替相場が急激に変動した場合、輸入仕入原価の高騰や海外連結子会社の日本円建て財務諸表数値の変動等により、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。	為替の変動を注意してチェックし、円高時に支払通貨を確保しておく等、当社グループの業績及び財政状況への影響が最小限になるよう為替変動リスクを抑えております。

(4) 当社グループのビジネスモデルに係わるリスクについて

	リスクの内容	リスクに対する対応策
競合業者の出現について	<p>当社グループは、国内アイウェア事業及び海外アイウェア事業において、明瞭かつリーズナブルな価格設定と積極的な商品開発による持続的な新商品の提供により他の眼鏡小売業者に対する差別化を進めた結果、消費者や商業施設運営事業者の支持を得ることに成功してまいりました。</p> <p>しかしながら、同業他社の業態転換、異業種または海外からの新規参入等により、当社グループより高い付加価値を提供する競合業者が出現し、当社グループの競争力が低下した場合は、売上高の減少等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。</p>	<p>今後も明瞭かつリーズナブルな価格設定と積極的な商品開発等による持続的な新商品の提供、販売形態の見直し等による消費者との接点の増加等により、差別化を進め、高い付加価値を提供し、競争力の維持を図ってまいります。</p>
中国の社会、経済、政治情勢の著しい変化について	<p>当社グループは、自社で商品のデザインや企画を行っておりますが、その製造は外部の企業に委託しており、委託先の多くは中国の協力工場及び協力会社（貿易公司）であります。</p> <p>当社グループの商品仕入に占める中国からの輸入の割合は一定の水準に達しており、その影響力も少なくないことから、中国国内での工場の分散化や中国以外の国への委託先の開拓等によるリスク分散を行っております。</p> <p>しかしながら、中国国内の社会的、経済的変動及び政治情勢の変化や、中国当局が課す法的規制や制限等により生産に支障が生じた場合、または中国国内の急激な人件費の上昇や為替相場の急激な変動等が発生した場合には、販売機会の喪失や輸入仕入原価の高騰等により、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>眼鏡の製造を中国の協力工場及び協力会社に委託しており、影響が少なくないことから、中国国内での地域・拠点の分散化を行っており、また、中国以外の国への委託先の開拓等も模索しております。</p>
出店政策について	<p>当社グループは、都心部や地方の中核都市及びその近郊、広域型ショッピングセンター、百貨店や駅ビル等を中心に店舗を展開しております。</p> <p>従って、当社グループでは集客力の向上による店舗当たり売上高の増加や商業施設のリーシング部門とのコミュニケーションの緊密化を図り、商業施設からの誘致機会の拡充に努めておりますが、商業施設の開発件数や既存商業施設内のテナントの入替えが大幅に減少した場合には、計画とおりの出店ができなくなり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>集客力の向上による店舗当たり売上高の増加や商業施設のリーシング部門とのコミュニケーションの緊密化を図り、商業施設からの誘致機会の拡充に努めております。また、商業施設以外のロードサイドへの出店も推進しております。</p>

	リスクの内容	リスクに対する対応策
敷金及び保証金等について	当社グループは、賃借による出店を基本方針とし、土地所有者やショッピングセンター等商業施設の事業の運営者に対して、賃貸借契約に基づき敷金・保証金・建設協力金などを差入れています。土地所有者等が破綻した場合、また当社グループが契約期間満了前に撤退した場合には、上記敷金及び保証金等の全部又は一部の回収が困難となることも想定され、このような場合には当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。	賃貸借契約に基づく出店時に、土地所有者やショッピングセンター等商業施設の信用状況や権利関係について十分確認を行っており、その後も敷金及び保証金等債権回収・管理に留意をしております。なお、土地所有者やショッピングセンター等商業施設の事業の運営者が上場企業でない場合は、回収すべき債権につき信用保険に加入しております。
人材の確保及び育成について	当社グループは、アイウエア専門ショップの積極的な新規出店の展開による事業の拡大を計画しておりますが、出店を可能とするには質の高い店舗従業員及び店舗マネージャー等の人材の確保並びに育成が必須であります。また、競合他社との差別化を推進するためには企画、開発、生産管理部門の充実が重要と考えております。計画している店舗数の拡大及び企画、開発、生産管理部門の充実に見合った人材の確保が困難となった場合には、計画とおりの出店や競合他社との差別化ができず、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。	即戦力としての中途採用を積極的に進めると同時に、新卒者の採用を継続的に行い、人材を確保しております。また東京本社、前橋本社並びに全国数箇所の拠点で店舗従業員を対象とした継続的な集合研修やWeb研修を行い、人材の育成を図っております。
知的財産権について	当社グループの知的財産の保護や権利行使に何らかの障害が生じ、第三者による当社商品の模倣を効果的に排除できなかった結果、市場シェアを失った場合や、あるいは第三者の知的財産権を侵害したとして損害賠償請求や差止請求などを受けた場合、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。	常に先進的な商品を市場に提案するため、第三者の知的財産権を尊重しつつ、自社単独開発のみでなくパートナー企業や大学等研究機関との連携により、継続的に新商品・新技術の開発を進めております。その中でも特に重要な技術やアイデア、ノウハウ及びデザインについては、特許等の知的財産権を取得し、または営業秘密等として保護を図っております。また、「JINS」等の自社ブランドで商品のデザイン、企画及び販売を行っていることから、ブランド保護のため主要なブランド名・商品名について商標権を取得しております。
海外進出について	当社グループは、海外アイウエア事業において、2010年に中国、2015年に米国及び台湾、2018年にフィリピン及び香港に進出しており、今後他の海外市場への進出も検討しております。海外での事業運営には次にあげるようないくつかのリスクが内在しており、これらのリスクが顕在化した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。 ・各種法律、規制への違反・抵触 ・想定外の法律改正、規制強化 ・事業活動に不利な内容の政策変更 ・人件費の高騰及び採用難 ・未整備なインフラ ・潜在的な国際税務リスク ・テロ、戦争、疾病、災害、その他の要因による社会的又は経済的混乱	海外進出にあたっては、事前に当該国の市場規模、競合環境及び法規制等の諸条件を十分に調査、検討しております。また、進出後においても、事業運営に関する環境の変化をチェックし、当社グループの業績及び財政状態に影響が生じないように留意しております。

	リスクの内容	リスクに対する対応策
固定資産の減損について	当社グループは、店舗出店にあたって、賃借した敷地上に店舗用建物を建設し、または賃借した建物や建物の一部区画の内部に造作・設備を施しており、これらの建物、造作及び設備を固定資産として計上しております。店舗等の収益性が著しく悪化し、当該店舗等にかかる固定資産の減損処理を行うことが必要になった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	店舗等の収益性を注意してチェックし、収益性の悪化の兆候が認められる場合は、当社グループの業績及び財政状況への影響を最小限に抑えられるよう回収可能性を適切に判断し、随時減損処理をしております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概況

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2019年9月1日～2020年8月31日）における国内経済は、上半期は相次ぐ自然災害の影響及び消費税率引き上げによる消費マインド低下の懸念の中、個人消費は持ち直しつつありました。しかしながら、下半期は2020年2月下旬に新型コロナウイルスに関する政府の緊急対応策が発表されて以降、景気への悪影響が出始め、2020年4月上旬の政府による緊急事態宣言発表から5月下旬に宣言が解除されるまでの期間は社会経済活動が大幅に抑制され、景気は急速に悪化いたしました。一方、世界経済に目を向けると、2020年初頭より中国において影響が顕在化し始めた新型コロナウイルスの感染拡大が世界各国に波及し、中国のみならず欧米、新興国においても景気は急速に悪化し、今なお世界各国で厳しい状況が継続しております。

また、国内眼鏡小売市場（視力矯正眼鏡）は、2016年3月以降、前年同期比マイナスの傾向が継続しており、足元では新型コロナウイルスの影響を大きく受けております。

このような市場環境の中で、当社グループのアイウェア事業では、経営課題として掲げている商品ラインアップの多様化及び接客力、店舗オペレーション力の向上などの取り組みを進めてまいりました。また国内アイウェア事業においてさらなる成長を実現していくために、イノベティブなプロダクトの開発や店舗オペレーションの効率化に注力しました。商品開発につきましては、「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行抑制メガネ型医療機器開発の共同プロジェクトを進めており、当連結会計年度の研究開発費の総額は332百万円となりました。店舗戦略につきましては、引き続きショッピングモールや郊外ロードサイドへの出店を加速しつつ、新たな顧客体験を提案する次世代型店舗をオープンするなど、お客様がよりお求めやすい店舗の開発を進め、店舗基盤の強化に努めてまいりました。

しかしながら、2020年4月上旬に政府から発表された緊急事態宣言を受け、国内アイウェア事業では最大360店舗の営業を自粛することとなり業績に大きな影響が出ておりましたが、緊急事態宣言解除後は一部店舗で時短営業があったものの速やかに全店開業いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により、お客様の生活様式が大きく変革し、デジタルトランスフォーメーションが加速しており、ネットショップやデリバリービジネスなど対面を伴わない商取引やオンライン会議をはじめとしたネット環境を活用したリモートワークが拡大しております。当社グループでは、このような新しい生活様式による行動の変化に柔軟に対応していくことが大きなビジネスチャンスと捉えており、よりお客様に利便性の高い購買体験を提供できるECサイト、携帯アプリの刷新を進め、売上高に占めるEC比率の上昇を目指すとともに、デスクワークを中心とした従業員にはリモートワークを推進し、業務の効率化や生産性の向上に努めております。

店舗展開につきましては、当連結会計年度末におけるアイウェア専門ショップの店舗数は、国内直営店415店舗、海外直営店203店舗（中国162店舗、台湾30店舗、香港6店舗、米国5店舗）の合計618店舗となりました。

なお、当社は2020年2月にアイウェア事業のさらなる拡大及び新規事業の開発や持続的成長を可能にするための投資等を目的とした総額200億円のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。また、本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し資金調達を円滑に実行するため、約50億円の自己株式を取得いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績及び財政状態は以下のとおりとなりました。

(イ) 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高60,258百万円（前年同期比2.6%減）、営業利益5,617百万円（前年同期比24.7%減）、経常利益5,827百万円（前年同期比16.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,687百万円（前年同期比56.4%減）となりました。

なおセグメントごとの経営成績は次のとおりです。

国内アイウェア事業の業績につきましては、売上高47,324百万円（前年同期比1.7%減）、営業利益5,942百万円（前年同期比17.9%減）となりました。

海外アイウェア事業の業績は、売上高10,856百万円（前年同期比2.2%減）、営業損失9百万円（前年同期は営業利益360百万円）となりました。

雑貨事業の業績は、売上高2,078百万円（前年同期比21.4%減）、営業損失316百万円（前年同期は営業損失144百万円）となりました。

(ロ) 財政状態

当連結会計年度末における資産合計は53,392百万円となり、前連結会計年度末に比べ16,763百万円増加いたしました。

当連結会計年度末における負債合計は35,629百万円となり、前連結会計年度末に比べ21,371百万円増加いたしました。

当連結会計年度末における純資産合計は17,763百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,607百万円減少いたしました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は24,667百万円となり、前連結会計年度末に比べ16,188百万円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(イ) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ872百万円収入が増加し、7,749百万円の収入となりました。

これは主に、法人税等の支払額1,784百万円による資金の減少があったものの、税金等調整前当期純利益3,681百万円、減価償却費2,762百万円の計上による資金の増加があったことによるものであります。

(ロ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ1,041百万円支出が増加し、3,878百万円の支出となりました。

これは主に、店舗の出店及び改装に伴う有形固定資産の取得による支出2,267百万円、投資有価証券取得による支出526百万円、事業譲受による支出391百万円によるものであります。

(ハ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ14,162百万円収入が増加し、12,438百万円の収入となりました。

これは主に、自己株式の取得による支出5,005百万円、配当金の支払額1,197百万円による資金の減少があったものの、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入20,151百万円による資金の増加があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の状況

当社は卸・小売業であり、生産活動を行っておりませんので、生産実績、受注実績は該当事項がありません。販売実績につきましては、「(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容」における各報告セグメントの経営成績に関連付けて示しています。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき、重要な会計方針及び見積りにより作成されております。

当社は、連結財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の決算数値及び偶発債務の開示並びに会計期間における収益・費用の決算数値に影響を与える見積り項目について、過去の実績や状況に応じ、合理的と考えられる様々な要因に基づいた見積りと判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

これらの連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は60,258百万円(前年同期比2.6%減)となりました。

国内アイウェア事業につきましては、「ドラえもん」をJINSならではの視点でデザインした「JINS ドラえもんモデル」や多くの女性から絶大な人気を誇るヘアメイクアップアーティストのイガリシノブとコラボレートした「JINS×イガリシノブ」などのコラボレート商品が好評だった他、フレームのフロントとテンプルを繋ぐヒンジ(丁番)をなくすことでこれまでにないフィット感とかけ心地を実現した「Airframe Hingeless」が好調に推移いたしました。また、12,000円の価格帯で発売している「Combi Slim Airframe」が期を通じて順調な売れ行きだったこと等により、一式単価が上昇いたしました。しかしながら、2020年4月上旬に政府から発表された緊急事態宣言を受け、最大360店舗の営業を自粛することとなり、客数に大きな影響がありました。緊急事態宣言解除後は、メガネが生活必需品ということもあり、店舗においては比較的速やかに客数は回復し、またブルーライトカットレンズの追加料金無料キャンペーンなどによりオンラインショップでの売上が大きく伸長しました。

また、店舗につきましては、ショッピングモールや郊外ロードサイドへの出店を加速しつつ、新たな顧客体験を提案する次世代型店舗をオープンするなど、お客様がよりお求めやすい店舗の開発を進め、前期から36店舗純増し国内直営店は415店舗となりました。

以上の結果、国内アイウェア事業の売上高は前期同期比1.7%減少しました。

海外アイウェア事業につきましては、中国においては、新型コロナウイルスの影響により2020年1月下旬に武漢市で都市封鎖が行われたことを皮切りに、春節以降も長期間に亘り全国的に移動制限がかかるなど社会経済活動が大幅に抑制され、最大で85店舗の休業を余儀なくされました。

台湾においては、上半期は国内景気の回復を背景に既存店売上高は順調に伸長しておりました。新型コロナウイルスの影響も政府の対策が功を奏しており、一時的にやや消費に落ち込みが見受けられたものの、足元では回復傾向が持続しております。

香港においては、政情不安によるデモ騒動の影響により閉店を余儀なくされた店舗があり、また新型コロナウイルスの影響による消費の落ち込みも相まって、客数に少なからず影響が出ております。

米国においては、引き続き既存店売上高の高成長が継続しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により2020年3月中旬より州政府による都市封鎖がなされ、2ヵ月間に亘り全店舗で休業することとなりました。店舗が休業する中、オンラインでの販売に注力し、EC販売は大幅に伸長しております。

以上の結果、海外アイウェア事業の売上高は前年同期比2.2%減少しました。

雑貨事業につきましては、近年は通販サイト及び中古市場の台頭により競争環境が激しくなり、さらに2020年2月下旬の新型コロナウイルスに関する政府の緊急対応策が発表されて以降、より一層厳しい事業環境が続いていたことを踏まえ、2020年8月31日をもって事業撤退いたしました。

これにより雑貨事業の売上高は前年同期比21.4%減少しました。

(営業利益)

当連結会計年度の営業利益は5,617百万円(前年同期比24.7%減)となりました。

国内アイウェア事業につきましては、高価格帯商品が好調だったこと等による一式単価の上昇により売上高総利益率が改善しました。販売管理費については、新型コロナウイルスの影響により休業した店舗のPersonnel費、賃借料、減価償却費等の費用を特別損失に振替えたものの、売上高の減少に伴い研究開発費等の固定費の比率が高まり、売上高対販売管理費率が上がったこと等により減益となりました。

海外アイウェア事業につきましては、新型コロナウイルスによる影響が大きく、中国、米国を中心に販売管理費の削減を進めたものの、売上高の減少を補うことができず減益となりました。

雑貨事業につきましても、新型コロナウイルスによる影響のため減益となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の経常利益は5,827百万円(前年同期比16.9%減)となりました。

これは主に、営業外収益として還付消費税等が627百万円あったこと、及び営業外費用として不動産賃貸費用が313百万円、支払利息が178百万円あったこと等により、営業利益5,617百万円から210百万円の増加となりました。

(税金等調整前当期純利益)

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は3,681百万円(前年同期比41.0%減)となりました。

これは主に、特別利益として新型コロナウイルスの影響に伴う店舗臨時休業時における従業員Personnel費に対する助成金収入が527百万円あったこと、及び特別損失として新型コロナウイルスの影響に伴う店舗臨時休業による損失が1,213百万円、雑貨事業の事業撤退損失が662百万円、店舗資産等の減損損失が541百万円あったこと等により、経常利益5,827百万円から2,146百万円の減少となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は1,687百万円(前年同期比56.4%減)となりました。

これは主に、法人税、住民税及び事業税及び法人税等調整額があったことによるもので、税金等調整前当期純利益3,681百万円から1,993百万円の減少となりました。

財政状態及びキャッシュ・フローの分析

(資産)

流動資産は、35,104百万円となり、前連結会計年度末に比べ15,370百万円増加いたしました。

これは主に、商品及び製品が866百万円減少したものの、転換社債型新株予約権付社債の発行等に伴い現金及び預金が16,188百万円増加したことによるものであります。

固定資産は、18,288百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,419百万円増加いたしました。

これは主に、新規出店等に伴い建物及び構築物等の有形固定資産が274百万円、敷金及び保証金が161百万円、のれんが142百万円増加したことによるものであります。

以上により、総資産は53,392百万円となり、前連結会計年度末に比べ16,763百万円増加いたしました。

(負債)

流動負債は、12,838百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,169百万円増加いたしました。

これは主に、未払金及び未払費用が541百万円、未払法人税等が335百万円、未払消費税等が507百万円増加したことによるものであります。

固定負債は、22,791百万円となり、前連結会計年度末に比べ19,201百万円増加いたしました。

これは主に、転換社債型新株予約権付社債が20,211百万円増加したことによるものであります。

以上により、負債合計は35,629百万円となり、前連結会計年度末に比べ21,371百万円増加いたしました。

(純資産)

純資産合計は、17,763百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,607百万円減少いたしました。

これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益1,687百万円を計上したものの、配当金の支払いにより1,198百万円、自己株式の取得等により5,000百万円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概況 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性の分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品仕入の他、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものです。投資を目的とした資金需要は、出店等の設備投資によるものです。

また、当社グループの運転資金及び出店資金については自己資本を基本としておりますが、必要に応じて設備投資や長期運転資金の調達について銀行借入及びリース契約を使用する場合があります。

当連結会計年度においては、取引銀行5行と極度額25,800百万円、120百万中国元、15百万香港ドル及び13百万円台湾ドルの当座貸越契約、取引銀行4行と総額8,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、機動的かつ安定的な投資資金の調達の実現を図っております。

加えて、2020年2月にアイウエア事業のさらなる拡大及び新規事業の開発や持続的成長を可能にするための投資等を目的とした総額20,000百万円のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

なお、当連結会計年度末における上記契約を含む金融機関からの資金調達額は3,112百万円、リース債務残高は1,195百万円であります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループで行っている主な研究開発活動は、国内アイウエア事業及び海外アイウエア事業に関するものであります。

当連結会計年度において、「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行抑制メガネ型医療機器開発の共同プロジェクトに着手しております。

これにより、当連結会計年度の研究開発費の総額は332百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等につきましては、店舗の出店及び改装等を行い、敷金及び保証金を含めた設備投資総額は4,853百万円となっております。

セグメント別の内訳は、次のとおりであります。

(国内アイウエア事業)

ジズ渋谷パルコ店をはじめ、アイウエア専門ショップの新規出店40店舗、改装17店舗による敷金及び保証金等を含め、3,906百万円の投資を実施いたしました。

(海外アイウエア事業)

海外におけるアイウエア専門ショップの新規出店26店舗、改装6店舗による敷金及び保証金等を含め、889百万円の投資を実施いたしました。

(雑貨事業)

メンズ雑貨専門ショップの新規出店2店舗、改装1店舗による敷金及び保証金等を含め、57百万円の投資を実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年8月31日現在

地域別 (所在地)	セグメント の名称	売場等 面積 (㎡)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業 員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社等 (群馬県前橋市)	その他	1,121.36	事務所	146	0	- (2,589.81)	-	-	146	1
東京本社 (東京都千代田区)	その他	5,319.80	事務所	310	24	-	42	895	1,272	52
合計		6,441.16	-	456	24	- (2,589.81)	42	895	1,419	53

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア・商標権等であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。
3 上記従業員数は就業員数であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおりません。
4 上記土地のうち、()内は賃借中の土地面積(駐車場用地を含む)を示しております。
5 現在休止中の設備はありません。
6 上記の他、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

名称	台数	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
内装・什器等	2式	5	0	0
複写機及び事務機器等	6式	5	1	3
情報機器及びソフトウェア	38式	5	7	7
車両	3台	5	0	0

(2) 国内子会社

株式会社ジンス

2020年8月31日現在

地域別 (所在地)	セグメント の名称	売場等 面積 (㎡)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社等 (群馬県前橋市)	国内アイウエア 事業	-	事務所	-	-	-	-	-	-	0
東京本社 (東京都千代田区)	国内アイウエア 事業	-	事務所	0	21	-	44	867	934	201
柏倉庫 (千葉県柏市)	国内アイウエア 事業	1,448.60	工場兼 事務所	33	13	-	2	37	86	12
北海道 地方	10店舗 国内アイウエア 事業	1,307.47	店舗	147	9	-	-	-	156	47
東北地方	25店舗 国内アイウエア 事業	3,426.17	店舗 事務所	274	19	-	-	-	294	91
関東地方	188店舗 国内アイウエア 事業	23,140.20	店舗	3,004	148	-	3	0	3,156	897
中部地方	62店舗 国内アイウエア 事業	8,289.17	店舗 事務所	772	48	-	1	-	822	278
近畿地方	68店舗 国内アイウエア 事業	8,459.53	店舗 事務所	971	68	-	0	0	1,041	317
中国四国 地方	25店舗 国内アイウエア 事業	3,650.59	店舗	403	23	-	0	-	427	102
九州沖縄 地方	37店舗 国内アイウエア 事業	4,600.72	店舗 事務所	520	33	-	11	0	566	163
合計		54,322.46	-	6,128	388	-	63	906	7,486	2,108

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置・ソフトウェア等であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。

3 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。

4 上記土地のうち、()内は賃借中の土地面積(駐車場用地を含む)を示しております。

5 上記従業員数は就業員数であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

6 現在休止中の設備はありません。

7 上記の他、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

名称	台数	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
検眼器・加工機その他眼鏡用機器	3,083式	5	597	1,767
内装・什器等	165式	5	21	54
複写機及び事務機器等	3式	5	0	1
情報機器及びソフトウェア	96式	5	14	16
車両	1台	5	0	0

その他国内子会社

2020年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	売場等 面積 (㎡)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
					建物及び 構築物	工具,器具 及び備品	その他	合計	
株式会社フィールグッド	東京都千代田区	雑貨事業	676.97	店舗 事務所	26	1	-	28	122
株式会社Think Lab	東京都千代田区	その他	204.16	店舗 事務所	108	18	56	182	0
合計			881.13	-	134	19	56	210	122

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。

3 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。

4 株式会社フィールグッドの帳簿価額は譲渡店舗の設備です。

5 株式会社Think Labは現在休止中の設備はありません。

(3) 海外子会社

2020年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	売場等 面積 (㎡)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
					建物及び 構築物	工具,器具 及び備品	リース 資産	その他	合計	
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	中国遼寧省 瀋陽市	海外アイウェア 事業	752.10	店舗 事務所	32	7	24	-	63	32
睛姿(上海)企業 管理有限公司	中国上海市	海外アイウェア 事業	15,892.26	店舗 事務所	511	85	600	-	1,197	941
睛姿美視商貿 (北京)有限公司	中国北京市	海外アイウェア 事業	689.02	店舗 事務所	9	-	18	-	27	112
JINS Hong Kong Limited	香港特別行政区	海外アイウェア 事業	681.00	店舗 事務所	-	0	-	-	0	48
台灣睛姿股份有 限公司	台湾台北市	海外アイウェア 事業	2,838.08	店舗 事務所	-	1	343	-	344	259
JINS Eyewear US, Inc.	米国 カリフォルニア 州	海外アイウェア 事業	1,458.81	店舗 事務所	0	9	52	103	166	32
合計			22,311.27	-	553	103	1,038	103	1,799	1,424

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。

3 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。

4 上記従業員数は、就業員数であります。

5 現在休止中の設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
ジズ岡山岡北店 (岡山県岡山市北区)	国内アイウェア 事業	店舗	81	68	自己資金	2020年8月	2020年9月	売上高の 増加
rim of jins ルミネ池袋店 (東京都豊島区)	国内アイウェア 事業	店舗	32	30	自己資金	2020年8月	2020年9月	売上高の 増加
ジズ藤枝店 (静岡県藤枝市)	国内アイウェア 事業	店舗	89	88	自己資金	2020年8月	2020年9月	売上高の 増加
ジズイオンモール大和郡山店 (奈良県大和郡山市)	国内アイウェア 事業	店舗	38	33	自己資金	2020年8月	2020年9月	売上高の 増加
ジズトリエ京王調布店 (東京都調布市)	国内アイウェア 事業	店舗	31	20	自己資金	2020年9月	2020年10月	売上高の 増加
ジズアリオ深谷店 (埼玉県深谷市)	国内アイウェア 事業	店舗	29	22	自己資金	2020年9月	2020年10月	売上高の 増加
ジズぶらりと京王府中店 (東京都府中市)	国内アイウェア 事業	店舗	25	21	自己資金	2020年9月	2020年10月	売上高の 増加
ジズアリオ市原店 (千葉県市原市)	国内アイウェア 事業	店舗	37	-	自己資金	2020年9月	2020年10月	売上高の 増加
ジズイオンタウンふじみ野店 (埼玉県ふじみ野市)	国内アイウェア 事業	店舗	24	5	自己資金	2020年10月	2020年11月	売上高の 増加
ジズイトーヨーカドー弘前店 (青森県弘前市)	国内アイウェア 事業	店舗	27	3	自己資金	2020年10月	2020年11月	売上高の 増加
ジズイオンモール広島祇園店 (広島県広島市安佐南区)	国内アイウェア 事業	店舗	35	0	自己資金	2020年10月	2020年11月	売上高の 増加
rim of jins アミュプラザ みやざき店(宮崎県宮崎市)	国内アイウェア 事業	店舗	41	13	自己資金	2020年10月	2020年11月	売上高の 増加
ジズビーンズ阿佐ヶ谷店 (東京都杉並区)	国内アイウェア 事業	店舗	26	5	自己資金	2020年10月	2020年11月	売上高の 増加
その他3店舗	国内アイウェア 事業	店舗	88	7	自己資金	2020年11月	2020年12月	売上高の 増加

ジズ北京金地 ^⑤ 店 (中国北京市)	海外アイウエア 事業	店舗	20	14	自己資金	2020年6月	2020年7月	売上高の 増加
ジズ常熟永旺 ^⑤ 城店 (中国江蘇省蘇州市)	海外アイウエア 事業	店舗	23	16	自己資金	2020年6月	2020年7月	売上高の 増加
ジズ重 ^⑤ 慶 ^⑤ 湖北城天街店 (中国重慶市)	海外アイウエア 事業	店舗	21	16	自己資金	2020年6月	2020年7月	売上高の 増加
ジズ ^⑤ 州 ^⑤ 地新都会・新田360 店(中国河南省鄭州市)	海外アイウエア 事業	店舗	24	6	自己資金	2020年8月	2020年9月	売上高の 増加
ジズ天津津南永旺 ^⑤ 城店 (中国天津市)	海外アイウエア 事業	店舗	24	1	自己資金	2020年11月	2020年12月	売上高の 増加
ジズ沈 ^⑤ 陽 ^⑤ 白万象 ^⑤ 店 (中国遼寧省瀋陽市)	海外アイウエア 事業	店舗	19	1	自己資金	2020年11月	2020年12月	売上高の 増加
ジズ重 ^⑤ 慶 ^⑤ 金沙天街店 (中国重慶市)	海外アイウエア 事業	店舗	25	2	自己資金	2020年11月	2020年12月	売上高の 増加
その他4店舗 (中国)	海外アイウエア 事業	店舗	98	12	自己資金	2020年11月	2021年1月	売上高の 増加
ジズ新竹遠東巨城店 (台湾新竹市)	海外アイウエア 事業	店舗	24	24	自己資金	2020年7月	2020年8月	売上高の 増加
ジズ環球購物中心屏東店 (台湾屏東市)	海外アイウエア 事業	店舗	21	0	自己資金	2020年8月	2020年9月	売上高の 増加
ジズ環球購物中心桃園A8店 (台湾桃園市)	海外アイウエア 事業	店舗	34	0	自己資金	2020年9月	2020年10月	売上高の 増加
その他2店舗 (台湾)	海外アイウエア 事業	店舗	17	-	自己資金	2020年11月	2021年1月	売上高の 増加
東京本社 (東京都千代田区)	国内アイウエア 事業	事務所 システム	369	138	自己資金	-	-	業務効率 改善等
合計		-	1,335	555	-	-	-	-

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 投資予定額には、敷金及び保証金等を含んでおります。

(2) 重要な設備の改修

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
ジズ東武百貨店船橋店 (千葉県船橋市)	国内アイウェア 事業	店舗	26	2	自己資金	2020年9月	2020年10月	売上高の 増加
ジズ沖縄リウボウ店 (沖縄県那覇市)	国内アイウェア 事業	店舗	10	-	自己資金	2020年10月	2020年11月	売上高の 増加
ジズアリオ蘇我店 (千葉県千葉市中央区)	国内アイウェア 事業	店舗	14	-	自己資金	2020年10月	2020年11月	売上高の 増加
その他3店舗	国内アイウェア 事業	店舗	40	-	自己資金	2020年11月	2020年12月	売上高の 増加
合計		-	91	2	-	-	-	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の除却等

2020年8月31日現在における設備の除却計画は、主に国内アイウェア事業において店舗オペレーションの効率化を図る目的で実施する店舗の改修等に伴うものであります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,920,000
計	73,920,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,980,000	23,980,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	23,980,000	23,980,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

株式会社ジズホールディングス2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
決議年月日	2020年2月12日
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己株新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,060,220 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,432 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年3月13日 至 2023年2月14日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,432 資本組入額 4,716 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	(注) 7
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,200

当事業年度末日(2020年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2 転換価額は、当初、9,432円とする。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3 2020年3月13日から2023年2月14日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年2月14日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 5 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 6 当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は上記2と同様の調整に服する。

- () 合併、株式交換または株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(八) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受けまたは承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

株式会社ジズホールディングス2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
決議年月日	2020年2月12日
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己株新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 978,665 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,218 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年3月13日 至 2025年2月14日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,218 資本組入額 5,109 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	(注) 7
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,050

当事業年度末日（2020年8月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年10月31日）にかけて変更された事項はありません。

(注) 1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2 転換価額は、当初、10,218円とする。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{発行又は処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3 2020年3月13日から2025年2月14日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2025年2月14日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

5 各本新株予約権の一部行使はできない。

6 当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。

なお、転換価額は上記2と同様の調整に服する。

- () 合併、株式交換または株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債および信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受けまたは承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

記載事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年8月8日 (注)1	3,000,000	23,480,000	2,300	2,819	2,300	2,774
2012年8月30日 (注)2	500,000	23,980,000	383	3,202	383	3,157

(注) 1 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,618 円

発行価額 1,533.70 円

資本組入額 766.85 円

2 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,618 円

発行価額 1,533.70 円

資本組入額 766.85 円

割当先 みずほ証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2020年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	25	20	86	183	30	8,957	9,301	-
所有株式数 (単元)	-	41,054	3,524	27,145	50,966	348	116,719	239,756	4,400
所有株式数の 割合(%)	-	17.1	1.5	11.3	21.3	0.1	48.7	100	-

(注) 自己株式639,745株は、「個人その他」に6,397単元及び「単元未満株式の状況」に45株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
田中 仁	群馬県前橋市	8,066,000	34.56
合同会社マーズ	東京都千代田区富士見二丁目10-2	1,200,000	5.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	1,130,400	4.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	992,200	4.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8-12	891,400	3.82
株式会社ジュピター	東京都千代田区富士見二丁目10-2	600,000	2.57
株式会社ヴィーナス	東京都千代田区富士見二丁目10-2	600,000	2.57
TAIYO FUND,L.P.(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行決済事業部)	5300 CARILLON POINT KIRKLAND,WA 98033,USA	483,000	2.07
中村 豊	東京都港区	480,000	2.06
BNYM TREATY DTT 15(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行決済事業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, 10286 U.S.A.	403,100	1.73
計	-	14,846,100	63.61

(注) 1 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数2,021,800株は信託業務に係るものであります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分116,700株、投資信託設定分950,300株、その他信託設定分954,800株となっております。

2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数992,200株は信託業務に係るものであります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分88,400株、投資信託設定分609,300株、その他信託設定分294,500株となっております。

3 2020年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー及びその共同保有者であるタイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー及びタイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー及びタイヨウ・ヒナタ・ジーピー・エルエルシーが2020年3月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年8月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300	583,300	2.43
タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー	ケイマン諸島、KY1-1108、グランドケイマン、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス、アップルパイ・トラスト(ケイマン)・エルティディー気付	355,100	1.48
タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー	アメリカ合衆国ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300	309,500	1.29
タイヨウ・ヒナタ・ジーピー・エルエルシー	アメリカ合衆国、デラウェア州19808、ウィルミントン、センタービル・ロード2711、スイート400	24,900	0.10
		1,272,800	5.31

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 639,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,335,900	233,359	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 4,400		
発行済株式総数	23,980,000		
総株主の議決権		233,359	

【自己株式等】

2020年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ジズホールディングス	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	639,700		639,700	2.7
計		639,700		639,700	2.7

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2020年2月12日)での決議状況 (取得日2020年2月13日)	636,100	5,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	636,100	4,999
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	154	1
当期間における取得自己株式	37	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数	639,745		639,782	

(注) 当期間における保有自己株式には、2020年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な株主価値の増大を最重点課題として認識し、将来の事業展開に備えた適切な内部留保の充実と、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を実現していくことを基本方針とし、連結配当性向30%を目処に配当を実施しております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり25円としております。

また、これまで年1回の期末配当を基本方針としておりましたが、株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、中間配当と期末配当の年2回実施する方針に変更し、2021年8月期より中間配当を実施することいたしました。

なお、「当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当金 (円)
2020年11月26日 定時株主総会決議	583	25.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、「中長期的な視点から株主価値の最大化を実現するために経営体制を規律していくこと」と認識しております。また、「企業は社会の一員である」との考え方に沿って「公正で安全な地域社会の建設に貢献するため、法や規則を遵守し、高い規律と倫理観を持って、誠実で隠し事の無い経営を行う」事を経営の命題のひとつに掲げております。

以上のような基本的な考え方の下、意思決定の迅速化や業務執行の妥当性・効率性を担保するための監督機能の整備、企業価値を大きく毀損するリスクを最小化するための内部統制機能の構築等、積極的に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会及び会計監査人設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、取締役会を中心として、監査役会、業務監査室、会計監査人等の連携によるガバナンス機構により運営されております。

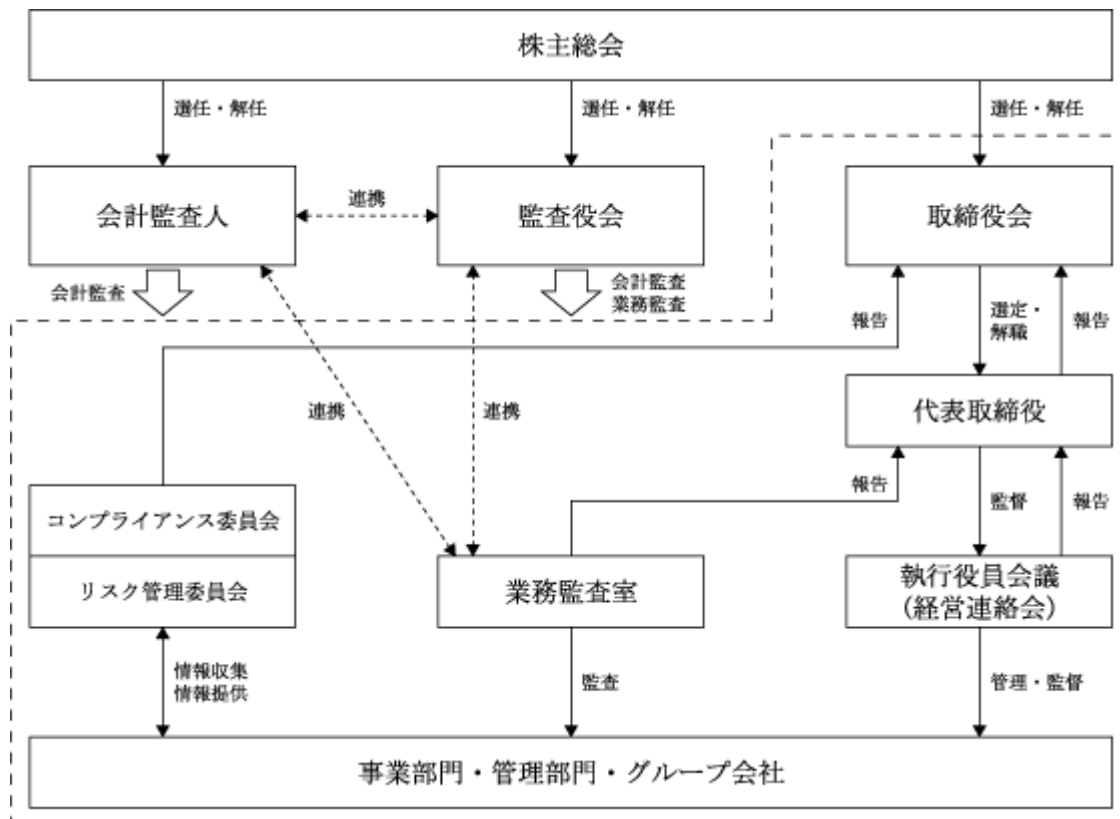
有価証券報告書提出日現在における役員の選任状況は、取締役4名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)となっております。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、また必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。取締役会では経営上の重要な意思決定や業務執行状況の報告がなされ、各取締役は活発に議論しております。また、監査役も取締役会に出席し意見を述べ、取締役の職務執行状況について適切な監視機能を発揮しております。

監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査役同士の意見交換を行い、監査計画に基づく監査の実施状況や経営情報の共有化等、監査役同士のコミュニケーションの向上による監査の充実を図っております。

当社は、監査役会制度を採用し、常勤監査役による日常的な監査を行うほか、常勤監査役を含めた社外監査役3名が会計監査人及び業務監査室と連携して、取締役の職務の遂行を監査する体制としております。

この体制により適切なコーポレート・ガバナンスが確保できているものと考えていることから、下図のとおり、現状の体制を採用しております。



企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンスの考え方は、市場からの信任と評価を得られるようにするため、当社で働く全ての役員及び使用人が「倫理」及び「法の遵守」という視点から主体的に組織の浄化・改善や問題の解決を行うべく制定された「ジズグループ倫理行動指針」を基本としております。

経営理念や倫理行動指針を保証するための体制としてコンプライアンス委員会を設置し、一人ひとりがコンプライアンスの考え方に則った行動を取るよう、役員及び使用人の教育を行い、コンプライアンス体制を整備しております。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告し、内部監査部門である業務監査室が各部門の実施状況を定期的に監査しております。

また、労働者等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口「コンプライアンスホットライン」をコンプライアンス委員会内並びに外部専門機関内に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図っております。なお、会社は通報内容を守秘し、通報者に不利益な扱いを行わないことを定めております。

業務監査室は、社内規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性等について、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対してその結果を報告しております。

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、全役職員が遵守すべき規範である「倫理行動規範」において、社会秩序の脅威となる反社会的勢力への毅然とした対応、違法行為・反社会的行為との断絶、並びに反社会的勢力に対する一切の利益供与の禁止を宣言し、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を、文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」といいます。)に記録・保存し、管理しております。「文書管理規程」には、保存すべき文書の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定めております。なお、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築することとしております。

事業上のリスクとして、信用リスク、事務リスク、システムリスク、コンプライアンスリスク、情報関連リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行っております。

また、リスク管理体制として、管理本部総務人事グループを主管部所とし、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」が、内部統制と一体化したリスク管理を推進し、業務監査室が進捗状況を監査することとしております。事業活動上の重大な事態が発生した場合には、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限に止める体制を整えてまいります。

その他、以下のリスクにおける事業の継続性を確保するため、経営危機対策要領を定め、リスク管理体制を整備してまいります。

- 1) 地震、洪水、火災等の災害及び事故により重大な損失を被るリスク
- 2) 役員・従業員の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
- 3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
- 4) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンを定めるため、中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しております。経営計画及び事業計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っております。

また、執行役員制度の導入により、一部業務執行権限の委譲による取締役の監督機能の強化を図るとともに、取締役会の下に、執行役員で構成し代表取締役が議長を務める執行役員会議を設置し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行っております。

e. 会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの総合的な事業の発展と繁栄を図り、関係会社の職務執行が効率的に行われる体制を整備・構築するため、「関係会社管理規程」を制定しております。

「関係会社管理規程」に従い、管掌責任者及び所管部門は事前の相談・報告と合議により関係会社に対する管理・指導を行っております。

当社グループの業績に対して重要度の高い関係会社は、当社常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び当該関係会社経営陣により構成される経営連絡会において、経営成績その他の重要な事項について、定期的に報告を行います。

当社は、「リスク管理規程」により、当社グループを横断したリスク管理体制を整備・構築し、また関係会社においても経営危機対策要領に定めた災害、事故等が発生した場合は、速やかに対策本部を設置し対応を行います。

また、「ジズグループ倫理行動指針」及び「倫理行動規範」は、当社及び関係会社の全ての役職員を対象とするものとしており、全ての対象者に周知してまいります。

業務監査室は、関係会社の業務の状況について、定期的に監査を行います。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査役会の運営事務その他の職務遂行につき補助すべき使用人（以下「監査役補助使用人」といいます。）の配置を求めた場合には、監査役と協議のうえ、速やかに監査役補助使用人を配置してまいります。

g. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実行性の確保に関する事項

監査役補助使用人の異動・人事評価については、事前に監査役の合意を得るものといたします。また、監査役から監査業務に必要な命令を受けた監査役補助使用人は、その職務に必要な範囲内において、文書の閲覧、調査場所への立入りその他の権限を有するものとしております。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告しております。また、取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告することとしております。

使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができることとしております。

コンプライアンスホットライン担当者は、通報窓口宛に通報を受けた事項のうち、取締役の職務に関する事項を監査役に伝達いたします。

監査役は、通報窓口への通報内容及び対応状況の報告と再発防止策の協議・検討を行うコンプライアンス委員会に出席いたします。

i. 関係会社の役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

関係会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役及び使用人と同様に、各社に重大な影響を与える事実が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、速やかに監査役に報告を行います。

監査役は、必要に応じて関係会社の取締役及び使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、関係会社の監査役に対しても、監査の状況の報告を求められます。

当社は、前項及び本項により監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、当社又は関係会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備いたします。

j. 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求した時は、速やかに当該請求を処理いたします。

k. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人、並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役職務の執行に積極的に協力して、業務の実施状況を報告し、その職務に係る資料を開示しております。また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、情報交換や業務執行状況の確認をするとともに、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の外部専門家と相談し、重要な改善策を取締役に具申しております。

l. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの整備、運用並びにその評価・改善に取り組んでおります。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制につきましては、「リスク管理規程」により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿って「リスク管理委員会」を設置し、内部統制と一体化したリスク管理を推進し、また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限に止める体制を整えております。

責任限定契約の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

その他

イ. 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

ロ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

八. 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

a. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

b. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって剰余金の配当(中間配当)を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

c. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる旨を定款に定めております。

二. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	田中 仁	1963年 1月25日	1981年 4月 前橋信用金庫(現 しのめ信用金庫)入庫 1986年 4月 株式会社スタジオクリップ入社 1987年 4月 個人にて服飾雑貨製造卸業のジンプロダクツを創業 1988年 7月 有限会社ジェイアイエヌ(現 株式会社ジンスホールディングス)を設立、代表取締役CEOに就任(現任) 2011年 6月 株式会社ブランドニューデイ(現 株式会社フィールグッド)代表取締役CEOに就任 2012年 9月 吉姿商貿(瀋陽)有限公司董事長に就任(現任) 2013年 2月 睛姿商貿(上海)有限公司(現 睛姿(上海)企業管理有限公司)董事長に就任(現任) 2013年 2月 睛姿美視商貿(北京)有限公司董事長に就任(現任) 2013年12月 JINS US Holdings, Inc.CEO に 就 任(現任) 2015年 6月 台湾睛姿股份有限公司董事に就任 2015年 6月 オイシックス株式会社(現 オイシックス・ラ・大地株式会社)社外取締役に就任(現任) 2018年 5月 株式会社ジンスジャパン(現 株式会社ジンス)代表取締役CEOに就任(現任) 2018年12月 株式会社Think Lab代表取締役CEOに就任(現任) 2018年12月 台湾睛姿股份有限公司董事長に就任(現任) 2019年 3月 パルミュージダ株式会社社外取締役に就任(現任)	(注) 4	8,066,000
取締役	中村 豊	1952年 1月 8日	1974年 4月 前橋信用金庫(現 しのめ信用金庫)入庫 1991年 2月 同庫西支店(現 石倉支店)支店長に就任 1994年 2月 同庫業務推進課長に就任 2001年 4月 更生会社株式会社テレホンメガネ代表取締役社長兼更生管財人代理に就任 2004年 4月 当社取締役管理部ゼネラルマネジャーに就任 2005年 5月 株式会社ヤマダ電機(現 株式会社ヤマダホールディングス)社外監査役に就任 2005年 9月 当社専務取締役管理部ゼネラルマネジャーに就任 2007年12月 当社専務取締役管理本部長に就任 2016年11月 当社取締役に就任(現任)	(注) 4	480,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	古谷 昇	1956年11月13日	1981年4月 2000年6月 2005年3月 2005年6月 2005年6月 2006年11月 2013年3月 2018年3月	株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役に就任 有限会社ビークル代表取締役に就任(現任) 株式会社参天製薬社外取締役に就任 コンビ株式会社社外取締役に就任(現任) 当社社外取締役に就任(現任) サンバイオ株式会社社外取締役に就任(現任) 株式会社メドレー社外取締役に就任(現任)	(注)4	20,000
取締役	國領 二郎	1959年7月19日	1982年4月 1992年6月 1993年4月 2000年4月 2003年4月 2005年5月 2006年4月 2009年4月 2013年5月 2017年11月	日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社)入社 ハーバード大学経営学博士 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授 同教授 慶應義塾大学環境情報学部教授 慶應義塾大学SFC研究所長 慶應義塾大学総合政策学部教授(現任) 慶應義塾大学総合政策学部長 慶應義塾常任理事(現任) 当社社外取締役に就任(現任)	(注)4	1,300

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	大井 哲也	1972年 1月 5日	2000年10月 2007年 8月 2011年 1月 2013年11月 2014年 7月 2016年 5月 2016年 9月 2019年12月	弁護士登録 TMI総合法律事務所入所 カールスミス・ポール法律事務所(米 国)研修 TMI総合法律事務所パートナーに就任 (現任) 当社社外監査役に就任(現任) 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役に就任(現任) 株式会社トゥエンティフォーセブン 社外監査役に就任(現任) テックファームホールディングス株式 会社取締役(監査等委員)に就任(現任) TMIプライベート&セキュリティコン サルティング株式会社代表取締役に就 任(現任)	(注) 5	-
監査役 (非常勤)	太田 諭哉	1975年12月16日	1998年 4月 2001年10月 2005年 2月 2005年 3月 2006年 3月 2006年 6月 2006年 8月 2015年10月 2015年10月 2017年11月	安田信託銀行株式会社(現 みずほ信託 銀行株式会社)入行 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法 人トーマツ)入所 有限会社スパイラル・アンド・カンパ ニー(現 株式会社スパイラル・アン ド・カンパニー)代表取締役社長に就 任(現任) 公認会計士登録 太田諭哉公認会計士事務所 開業 税理士登録 税理士法人スパイラル代表社員に就任 (現任) 株式会社シャノン 社外監査役に就任 (現任) 株式会社Eストアー監査役に就任 ナレッジスイート株式会社 社外監査役 に就任(現任) 当社社外監査役に就任(現任)	(注) 5	-
監査役	有村 正俊	1958年 1月13日	1982年 4月 2009年 1月 2013年 6月 2014年 6月 2019年 6月 2020年11月	株式会社三井銀行(現 株式会社三井住 友銀行)に入行 SMBCローンアドバイザー株式会社取締 役に就任 SMBC信用保証株式会社取締役に就任 SMBCグリーンサービス株式会社社外監 査役に就任 SMBC信用保証株式会社専務取締役に就 任 当社社外監査役に就任(現任)	(注) 6	-
						8,567,300

(注) 1 取締役古谷昇氏、國領二郎氏は、社外取締役にあります。

2 監査役大井哲也氏、太田諭哉氏、有村正俊氏は、社外監査役にあります。

3 当社では、2006年12月 1日より執行役員制度を導入しております。

本書提出日現在の執行役員は取締役のうち田中仁、及び取締役にない執行役員として宇部真記(常務執行役員中国事業本部長)の計 2 名となります。

4 2020年11月26日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間

5 2017年11月27日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間

6 2020年11月26日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間

社外取締役及び社外監査役

当社は有価証券報告書提出日現在、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。社外取締役古谷昇氏が20,000株、社外取締役國領二郎氏が1,300株の当社株式をそれぞれ保有しておりますが、当社と社外取締役及び社外監査役との間にはそれ以外に人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外監査役大井哲也氏が所属するTMI総合法律事務所との間で法務顧問契約を締結しており、当該顧問契約に基づきTMI総合法律事務所に報酬を支払っておりますが、当連結会計年度における報酬総額は販売費及び一般管理費合計額の1.0%未満と少額であり重要性はないと判断しております。当社と同氏との間にはそれ以外に人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

上記のとおり、当社と社外取締役及び社外監査役との間には特別な利害関係はありません。

なお、当社では、社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割として、取締役の職務の執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を期待しております。当社は、社外取締役古谷昇氏、社外取締役國領二郎氏、社外監査役大井哲也氏、社外監査役太田諭哉氏の4名を、独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないことから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役及び社外監査役は、それぞれ豊富な経験、見識及び専門知識を有し、取締役会への出席を通じて、客観的な立場から当社経営に対して指摘や提言を行っており、当社の業務執行に関する意思決定について、監督、助言、監査を実施しております。

社外取締役は、取締役会において社内取締役、監査役との情報交換を行うことで業務の効率性、有効性の向上に努めております。

社外監査役は、当社の業務監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図ることで監査の効率性、有効性の向上に努めております。

業務監査室は、定期的に監査役及び会計監査人との間で意見交換を行う他、社外監査役からの求めに応じ内部監査結果、内部統制整備状況等必要な情報の報告を行っております。

なお、社外役員選任にあたっての独立性の基準や選任方針はありませんが、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」に規定する判断基準を候補者選定条件のひとつとして参考にしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は月1回の定例招集に加え、必要に応じて臨時に招集され、当該事業年度に関しては全14回の招集が行われました。その構成は常勤監査役2名と非常勤監査役2名の計4名であり、4名全員が社外監査役となっています。各監査役の監査役会、取締役会への出席状況は以下のとおりですが、うち非常勤監査役の大井哲也は弁護士として長年の経験に基づく法務並びにITに係る相当程度の知見を有します。また、同じく太田諭哉は公認会計士としての長年の経験に基づく財務並びに会計に係る相当程度の知見を有します。

役職名	氏名	監査役会出席状況	取締役会出席状況
常勤監査役(社外)	前田 夏彦	14回 / 14回 (100%)	14回 / 14回 (100%)
常勤監査役(社外)	大野 勝則	10回 / 10回 (100%)	10回 / 10回 (100%)
非常勤監査役(社外)	大井 哲也	13回 / 14回 (92%)	13回 / 14回 (92%)
非常勤監査役(社外)	太田 諭哉	14回 / 14回 (100%)	14回 / 14回 (100%)

監査役会における主な検討事項は、監査方針・計画の策定、各監査役に係る職務分担の決定、監査報告の策定、会計監査人の評価並びに再任有無の決定、会計監査人報酬額への同意適否決定、事業報告の適否判定、株主総会議案の適否判定と取締役による職務執行の適切性判定です。

常勤監査役は、ホールディングス経営会議、代表取締役定時ミーティング、本部スタッフミーティング、内部監査報告会、各種委員会等重要な会議に出席する他、業務監査グループと月次の定例ミーティングを行って、執行ラインによる職務執行の詳細と内部統制システムの構築、運用状況を把握し、これを監査役会に報告して、経営上の問題や課題の有無に関する討議を主催しています。

各監査役は上記に纏わる監査役会の討議に加わる他、取締役会に出席し必要に応じて意見を表明し、意思決定のプロセスと結果を精査しています。また、会計監査人から期初に会計監査計画を聴取した上で、期中のレビュー報告や期末の監査報告を受け、会計監査の方法と結果につき妥当性を判断しています。

尚、当該事業年度中における新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関しては、監査役による情報収集や調査を始めとする監査が主要なテーマにおいて阻害される事例は認められず、ホールディングス本社、店舗、海外現地法人を通じて計画に従った監査業務が実施されています。また、定時、臨時の監査役会も時としてWeb参加を取り入れるなどして十分な疎通を図ることにより支障なく運営されたと判断しております。

内部監査の状況

社長直轄の組織として内部監査を専属的に行う業務監査室を設置し、業務監査室統括リーダー以下4名が監査計画に基づき店舗及び各組織の業務執行状況等の監査を実施しております

業務監査室と監査役、会計監査人は、監査計画、内部統制の整備・運用状況、監査上の問題点、その他重要事項について、それぞれ定期的に情報交換や意見交換等を実施し、三者間の情報共有と連携の強化に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

17年間

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続期間は上記期間を超えている可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

片岡 直彦

三木 練太郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名、その他 20名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、監査の実施状況や品質等の確認を行っております。その結果、独立性、専門性及び妥当性等の評価を総合的に勘案し、EY新日本有限責任監査法人を選任することが適当であると判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行い、有効なコミュニケーションをとっており、適時適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、監査法人による会計監査は有効に機能し、適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	45	-	50	15
連結子会社	-	-	-	-
計	45	-	50	15

当社における非監査業務の内容は、ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に伴うコンフォートレター作成業務です。

b. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

監査日数、当社の事業規模及び業務内容等を勘案したうえで決定しております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が勘案した会計監査人に対する報酬に対して、監査の遂行状況を踏まえ、監査時間や報酬単価等の算出根拠を確認した結果、監査品質の維持向上のために相当であると判断し、当社の監査役会は会社法399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(役員の報酬に対する方針について)

「役員報酬規程」を規程しており、毎月支給する基本報酬と役員賞与により構成されております。

(役員報酬決定のプロセスに係る事項)

当社の取締役の報酬等については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」にて審議のうえ、取締役会で決定しております。

「指名・報酬委員会」の委員は、代表取締役CEO及び2名の独立社外取締役によって構成されております。なお、委員長は代表取締役CEOが務めます。

当事業年度に係る提出会社の役員報酬等の額の決定過程における取締役会及び「指名・報酬委員会」の活動としては、取締役会及び「指名・報酬委員会」を2019年11月28日及び適宜開催し、「指名・報酬委員会」における諮問及び取締役会における決議を経て役員報酬等の額を決定しております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。

(その他報酬の限度額)

取締役の報酬限度額は、2005年11月25日開催の第18回定時株主総会において年額200百万円以内と決議させていただいております。

監査役の報酬限度額は、2005年11月25日開催の第18回定時株主総会において年額50百万円以内と決議させていただいております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			
			基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
取締役 (社外取締役を除く。)	2	76	76			
社外役員	6	37	37			

役員ごとの連結報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である株式と純投資目的以外の目的である投資株式を下記のように区分しております。

- ・純投資目的である株式：株式の価値変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有する株式
- ・純投資目的以外の株式：当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、商品供給、資金調達等取引の維持・強化の目的として保有する株式

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、商品開発等取引の維持・強化を目的として、必要と判断する企業の株式を保有する場合があります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	451

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	400	主に循環再生型アイウェアの企画・製造等につながる出資を目的

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	146	2	59
非上場株式以外				

	当事業年度		
	受取配当金の合計額 (百万円)	売却損益の合計額 (百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式			40
非上場株式以外			

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年9月1日から2020年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年9月1日から2020年8月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応ができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,479	24,667
受取手形及び売掛金	4,396	4,484
商品及び製品	5,211	4,344
原材料及び貯蔵品	234	241
その他	1,413	1,366
貸倒引当金	0	-
流動資産合計	19,734	35,104
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,460	14,552
減価償却累計額	6,584	7,278
建物及び構築物(純額)	6,876	7,274
機械装置及び運搬具	136	166
減価償却累計額	55	71
機械装置及び運搬具(純額)	80	95
工具、器具及び備品	1,874	2,089
減価償却累計額	1,256	1,554
工具、器具及び備品(純額)	618	535
リース資産	2,821	2,934
減価償却累計額	1,599	1,870
リース資産(純額)	1,222	1,064
建設仮勘定	96	199
有形固定資産合計	8,893	9,168
無形固定資産		
リース資産	236	80
その他	1,916	2,159
無形固定資産合計	2,153	2,240
投資その他の資産		
投資有価証券	1 200	1 687
長期貸付金	652	759
繰延税金資産	748	1,043
敷金及び保証金	4,156	4,317
その他	63	70
投資その他の資産合計	5,821	6,879
固定資産合計	16,868	18,288
繰延資産		
開業費	25	-
繰延資産合計	25	-
資産合計	36,628	53,392

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,370	1,745
短期借入金	1,979	1,753
1年内返済予定の長期借入金	181	1,064
未払金及び未払費用	3,755	4,296
リース債務	698	571
賞与引当金	-	49
未払法人税等	1,839	2,175
未払消費税等	337	844
資産除去債務	-	47
その他	507	289
流動負債合計	10,669	12,838
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	20,211
長期借入金	1,135	294
リース債務	807	623
資産除去債務	506	517
その他	1,139	1,143
固定負債合計	3,589	22,791
負債合計	14,258	35,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,202	3,202
資本剰余金	3,179	3,228
利益剰余金	16,133	16,622
自己株式	1	5,002
株主資本合計	22,513	18,050
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	143	287
その他の包括利益累計額合計	143	287
純資産合計	22,370	17,763
負債純資産合計	36,628	53,392

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)
売上高	61,893	60,258
売上原価	1 14,550	1 13,560
売上総利益	47,343	46,698
販売費及び一般管理費	2 39,884	2 41,080
営業利益	7,459	5,617
営業外収益		
受取利息	5	45
受取手数料	61	38
受取賃貸料	7	7
還付消費税等	127	627
為替差益	-	27
その他	62	93
営業外収益合計	264	838
営業外費用		
支払利息	155	178
社債発行費	-	90
支払手数料	4	10
不動産賃貸費用	309	313
開業費償却	35	25
為替差損	130	-
その他	73	9
営業外費用合計	708	628
経常利益	7,015	5,827
特別利益		
助成金収入	-	527
特別利益合計	-	527
特別損失		
固定資産除却損	3 121	3 161
減損損失	4 592	4 541
店舗閉鎖損失	5 19	5 55
店舗臨時休業による損失	-	6 1,213
事業撤退損失	-	7 662
その他	42	40
特別損失合計	776	2,674
税金等調整前当期純利益	6,238	3,681
法人税、住民税及び事業税	2,587	2,189
法人税等調整額	218	195
法人税等合計	2,369	1,994
当期純利益	3,869	1,686
非支配株主に帰属する当期純損失()	-	0
親会社株主に帰属する当期純利益	3,869	1,687

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)
当期純利益	3,869	1,686
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	42	144
その他の包括利益合計	1 42	1 144
包括利益	3,827	1,542
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,827	1,543
非支配株主に係る包括利益	-	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,202	3,179	13,401	1	19,781	74	74	19,707
当期変動額								
剰余金の配当			1,150		1,150			1,150
親会社株主に帰属する当期純利益			3,869		3,869			3,869
自己株式の取得					-			-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-			-
連結範囲の変動			12		12	25	25	12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						42	42	42
当期変動額合計	-	-	2,731	-	2,731	68	68	2,663
当期末残高	3,202	3,179	16,133	1	22,513	143	143	22,370

当連結会計年度(自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,202	3,179	16,133	1	22,513	143	143	22,370
当期変動額								
剰余金の配当			1,198		1,198			1,198
親会社株主に帰属する当期純利益			1,687		1,687			1,687
自己株式の取得				5,000	5,000			5,000
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		49			49			49
連結範囲の変動					-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						144	144	144
当期変動額合計	-	49	488	5,000	4,462	144	144	4,607
当期末残高	3,202	3,228	16,622	5,002	18,050	287	287	17,763

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,238	3,681
減価償却費	2,529	2,762
減損損失	592	541
のれん償却額	-	71
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
受取利息及び受取配当金	5	45
支払利息	155	178
為替差損益(は益)	92	35
固定資産除却損	121	161
店舗閉鎖損失	19	55
売上債権の増減額(は増加)	980	82
たな卸資産の増減額(は増加)	293	844
その他の資産の増減額(は増加)	353	11
仕入債務の増減額(は減少)	156	377
未払消費税等の増減額(は減少)	278	508
未払金の増減額(は減少)	517	380
未払費用の増減額(は減少)	337	147
その他の負債の増減額(は減少)	55	241
その他	108	256
小計	9,256	9,131
利息及び配当金の受取額	5	25
利息の支払額	168	144
法人税等の支払額	2,216	1,784
助成金の受取額	-	521
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,877	7,749
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,939	2,267
有形固定資産の売却による収入	8	-
無形固定資産の取得による支出	352	319
貸付けによる支出	183	158
貸付金の回収による収入	32	43
事業譲受による支出	-	391
敷金及び保証金の差入による支出	443	376
敷金及び保証金の回収による収入	139	117
投資有価証券の取得による支出	99	526
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,836	3,878

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	841	196
長期借入れによる収入	100	268
長期借入金の返済による支出	377	226
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	20,151
割賦債務の返済による支出	422	652
自己株式の取得による支出	-	5,005
リース債務の返済による支出	715	752
配当金の支払額	1,150	1,197
非支配株主からの払込みによる収入	-	50
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,724	12,438
現金及び現金同等物に係る換算差額	104	120
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,211	16,188
現金及び現金同等物の期首残高	5,531	8,479
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	735	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 8,479	1 24,667

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

株式会社ジンス

株式会社フィールグッド

株式会社Think Lab

吉姿商貿(瀋陽)有限公司

睛姿(上海)企業管理有限公司

睛姿美視商貿(北京)有限公司

JINS US Holdings, Inc.

JINS Eyewear US, Inc.

JINS CAYMAN Limited

JINS ASIA HOLDINGS Limited

台灣睛姿股份有限公司

JINS Hong Kong Limited

(2) 非連結子会社の名称等

株式会社ジンスノーマ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	12月31日 (注) 1
睛姿(上海)企業管理有限公司	12月31日 (注) 1
睛姿美視商貿(北京)有限公司	12月31日 (注) 1
JINS US Holdings, Inc.	6月30日 (注) 2
JINS Eyewear US, Inc.	6月30日 (注) 2
JINS CAYMAN Limited	12月31日 (注) 1
JINS ASIA HOLDINGS Limited	12月31日 (注) 1
台灣睛姿股份有限公司	12月31日 (注) 1
JINS Hong Kong Limited	12月31日 (注) 1

(注) 1 6月30日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(注) 2 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価の無いものに関しては、移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

当社及び連結子会社は主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

但し、当社及び国内連結子会社においては、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	10年～20年
工具、器具及び備品	2年～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

開業費

5年間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の金利

ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため有効性の評価を省略しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、3年間で均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する、流動性が高く、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理税は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大により、当社グループでは国内アイウエア事業で最大360店舗の営業を自粛することとなるなど、業績に大きな影響が出ております。

今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、2020年の年末に向けて状況が改善すると仮定して、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
投資有価証券(株式)	90百万円	90百万円

2 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、一部の子会社は、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、一部の子会社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
	274百万円	274百万円

3 当座貸越契約

当社及び一部の子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

(1) 円貨建取引

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
当座貸越極度額	800百万円	25,800百万円
借入実行金額	- "	- "
差引額	800百万円	25,800百万円

(2) 外貨建取引

中国元

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
当座貸越極度額	1,882百万円(外貨額 120百万中国元)	1,843百万円(外貨額 120百万中国元)
借入実行金額	1,720 " (外貨額 109 ")	1,590 " (外貨額 103 ")
差引額	162百万円(外貨額 10百万中国元)	252百万円(外貨額 16百万中国元)

香港ドル

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
当座貸越極度額	- 百万円(外貨額 - 百万香港ドル)	208百万円(外貨額 15百万香港ドル)
借入実行金額	- " (外貨額 - ")	149 " (外貨額 10 ")
差引額	- 百万円(外貨額 - 百万香港ドル)	58百万円(外貨額 4百万香港ドル)

台湾ドル

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
当座貸越極度額	- 百万円(外貨額 - 百万台湾ドル)	46百万円(外貨額 13百万台湾ドル)
借入実行金額	- " (外貨額 - ")	- " (外貨額 - ")
差引額	- 百万円(外貨額 - 百万台湾ドル)	46百万円(外貨額 13百万台湾ドル)

4 コミットメント契約

コミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2017年8月29日付にて取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
契約の総額	8,000百万円	8,000百万円
連結会計年度末借入実行可能残高	4,000 "	4,000 "
借入実行金額	- "	- "
差引額	4,000百万円	4,000百万円

5 財務制限条項

前連結会計年度(2019年8月31日)

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2017年8月29日付コミットメントライン契約

融資枠契約の総額	8,000百万円
連結会計年度末借入可能残高	4,000 "
借入実行残高(当連結会計年度末借入金残高)	- "
差引額	4,000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

契約締結日以降の各決算期末日における連結、単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の決算期末日における金額の75%、または直近の各決算期末日における金額の75%のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

契約締結日以降の各決算期末日における連結、単体の損益計算書の経常損益の額を2期連続して損失としないこと。

当連結会計年度(2020年8月31日)

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2017年8月29日付コミットメントライン契約

融資枠契約の総額	8,000百万円
連結会計年度末借入可能残高	4,000 "
借入実行残高(当連結会計年度末借入金残高)	- "
差引額	4,000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

契約締結日以降の各決算期末日における連結、単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の決算期末日における金額の75%、または直近の各決算期末日における金額の75%のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

契約締結日以降の各決算期末日における連結、単体の損益計算書の経常損益の額を2期連続して損失としないこと。

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれており
ます。

前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
585百万円	547百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
給与手当	11,801百万円	12,010百万円
地代家賃	10,210 "	9,908 "
広告宣伝費	2,214 "	2,388 "
減価償却費	2,529 "	2,715 "
研究開発費	88 "	332 "

- 3 固定資産除却損

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
建物及び構築物	90百万円	102百万円
工具、器具及び備品	4 "	5 "
解体撤去費	27 "	53 "
合計	121百万円	161百万円

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失（当連結会計年度は事業撤退損失計上分を含む）を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗	建物他	東北地方	23
店舗等	建物他	関東地方	435
店舗	建物他	中部地方	7
店舗	建物他	近畿地方	31
店舗	建物他	中国四国地方	20
店舗	建物他	中国	58
全社資産	建物他	米国	14
合 計			592

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社・事務所等については全社資産としてグルーピングしております。

減損損失の認識に至った経緯としては、収益性の悪化が見られる店舗等及び退店の意思決定を行った店舗に係る固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(592百万円)として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、店舗の建物等については売却や他への転用が困難であるため正味売却価額はゼロと算定しております。

その内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物	459百万円
その他	132 "
合計	<u>592百万円</u>

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗	建物他	東北地方	29
店舗	建物他	関東地方	132
店舗	建物他	中部地方	20
店舗	建物他	近畿地方	55
店舗	建物他	中国四国地方	0
店舗	建物他	九州地方	36
店舗	建物他	中国	39
店舗及び全社資産	建物他	米国	114
店舗	建物他	香港	193
合 計			622

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社・事務所等については全社資産としてグルーピングしております。

減損損失の認識に至った経緯としては、収益性の悪化が見られる店舗等及び退店の意思決定を行った店舗に係る固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、店舗の建物等については売却や他への転用が困難であるため正味売却価額はゼロと算定しております。

その内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物	456百万円
その他	166 "
合計	<u>622百万円</u>

5 店舗閉鎖損失の内訳

店舗閉鎖損失は、連結会計年度中に閉鎖した店舗の固定資産除却損及び解体撤去費等であり、その内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
固定資産除却損	19百万円	52百万円
解体撤去費等	0 "	3 "
合計	19百万円	55百万円

6 店舗臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染症拡大により、各国政府及び各自治体からの営業自粛要請等を受けて、当社グループでは国内アイウエア事業で最大360店舗の営業を自粛するなど各国で店舗を休業することとなりました。

休業期間中の人件費・減価償却費等を店舗臨時休業による損失(1,213百万円)として特別損失に計上しております。

7 事業撤退損失

雑貨事業の撤退に係る損失として662百万円を特別損失に計上しました。その内訳は、店舗等の賃貸借契約の解約違約損失149百万円、店舗等の固定資産に対する減損損失81百万円、商品評価損406百万円等であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	42百万円	144百万円
その他の包括利益合計額	42百万円	144百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式 普通株式(株)	23,980,000	-	-	23,980,000
自己株式 普通株式(株)	3,491	-	-	3,491

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年11月29日 定時株主総会	普通株式	1,150	48.00	2018年8月31日	2018年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,198	50.00	2019年8月31日	2019年11月29日

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式 普通株式(株)	23,980,000	-	-	23,980,000
自己株式 普通株式(株)	3,491	636,254	-	639,745

(変動事由の概要)

2020年2月12日の取締役会決議による自己株式の取得 636,100株
単元未満株式の買取りによる増加 154株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年11月28日 定時株主総会	普通株式	1,198	50.00	2019年8月31日	2019年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	583	25.00	2020年8月31日	2020年11月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)
現金及び預金	8,479百万円	24,667百万円
預入期間が3か月を超える定期預金等	- "	- "
現金及び現金同等物	8,479百万円	24,667百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、レンズ加工機器、本社用デジタル機器(工具、器具及び備品)であります。

・無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年 8月 31日)	当連結会計年度 (2020年 8月 31日)
1年内	2,588百万円	2,661百万円
1年超	3,304 "	4,062 "
合計	5,893百万円	6,724百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、設備投資計画に照らして必要となる資金を主として自己資本を基本としておりますが、必要に応じて銀行借入及びリース契約により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に従い、主な取引先の信用状況を把握するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に従い、主な貸主の信用状況を把握するとともに、貸主ごとの残高管理を行う体制としております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、ほぼ全てが2ヵ月以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、ほぼ全てが3ヵ月以内に納付期限が到来するものであります。

転換社債型新株予約権付社債は、アイウエア事業のさらなる拡大及び新規事業の開発や持続的成長を可能にするための投資等を目的とした資金調達であり、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、当社グループでは適時に資金計画を作成・更新することで、流動性リスクの管理を行っております。

借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは当社管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,479	8,479	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,396	4,396	-
(3) 敷金及び保証金()	3,506	3,301	204
資産計	16,381	16,177	204
(1) 買掛金	1,370	1,370	-
(2) 短期借入金	1,979	1,979	-
(3) 未払金及び未払費用	3,755	3,755	-
(4) 未払法人税等	1,839	1,839	-
(5) 転換社債型新株予約権付社債	-	-	-
(6) 長期借入金	1,317	1,320	3
(7) リース債務	1,505	1,706	201
負債計	11,767	11,972	204
デリバティブ取引	-	-	-

() 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

当連結会計年度(2020年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	24,667	24,667	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,484	4,484	-
(3) 敷金及び保証金()	3,963	3,660	303
資産計	33,116	32,812	303
(1) 買掛金	1,745	1,745	-
(2) 短期借入金	1,753	1,753	-
(3) 未払金及び未払費用	4,296	4,296	-
(4) 未払法人税等	2,175	2,175	-
(5) 転換社債型新株予約権付社債	20,211	19,964	246
(6) 長期借入金	1,359	1,368	9
(7) リース債務	1,195	1,279	84
負債計	32,737	32,584	153
デリバティブ取引	-	-	-

() 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法、並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

一定の期間ごとに分解し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金及び未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 転換社債型新株予約権付社債の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)、(7) リース債務(1年以内返済予定のリース債務含む)

元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,339	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,396	-	-	-
敷金及び保証金	267	1,873	1,086	278
合計	13,003	1,873	1,086	278

当連結会計年度(2020年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,531	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,484	-	-	-
敷金及び保証金	152	2,219	1,295	295
合計	29,168	2,219	1,295	295

3 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	181	1,064	38	21	11	-
合計	181	1,064	38	21	11	-

当連結会計年度(2020年8月31日)

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・ 支払固定	長期借入金	1,000	1,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・ 支払固定	長期借入金	1,000	1,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度を選択制で採用しております。

2 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 22百万円

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度を選択制で採用しております。

2 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 22百万円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	873百万円	1,343百万円
未払事業税否認額	110 "	143 "
たな卸資産評価損否認額	224 "	316 "
減損損失	353 "	443 "
資産除去債務	336 "	349 "
その他	77 "	181 "
繰延税金資産小計	1,976百万円	2,777百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	873 "	1,307 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	244 "	283 "
評価性引当額(注)1	1,118 "	1,591 "
繰延税金資産合計	858百万円	1,186百万円
繰延税金負債		
資産除去債務	77百万円	67百万円
その他	32 "	89 "
繰延税金負債合計	109百万円	157百万円
繰延税金資産の純額	748百万円	1,028百万円

(注) 1 評価性引当額が473百万円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社において減損損失及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を認識したことに伴うものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2019年8月31日)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	11	32	47	53	730	873百万円
評価性引当額	-	11	32	47	53	730	873 "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年8月31日)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	11	32	47	53	38	1,160	1,343百万円
評価性引当額	11	32	47	53	34	1,128	1,307 "
繰延税金資産	-	-	-	-	4	31	35 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
住民税均等割	2.61%	2.31%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.29%	7.61%
評価性引当額	4.40%	12.84%
その他	0.06%	0.79%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.98%	54.18%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に10年と見積り、割引率は主に国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
期首残高	499百万円	506百万円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	8 "	57 "
時の経過による調整額	1 "	4 "
資産除去債務の履行による減少額	3 "	3 "
期末残高	506百万円	565百万円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、グループを統括する持株会社である当社の下、各事業会社を基礎とした事業、地域別のセグメントから構成されており、「国内アイウエア事業」、「海外アイウエア事業」及び「雑貨事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「国内アイウエア事業」及び「海外アイウエア事業」では、主に眼鏡等を販売しており、各国の現地法人がそれぞれ店舗及びインターネット等における眼鏡等の販売を担当しております。

「雑貨事業」は、主にメンズ雑貨及びレディス雑貨を販売しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は主に市場価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	国内 アイウェア 事業	海外 アイウェア 事業	雑貨事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	48,155	11,095	2,642	61,893	-	61,893
セグメント間の内部 売上高又は振替高	459	12	-	472	472	-
計	48,614	11,108	2,642	62,366	472	61,893
セグメント利益又は 損失()	7,242	360	144	7,459	-	7,459
セグメント資産	23,863	8,513	1,084	33,461	3,167	36,628
その他の項目						
減価償却費	1,810	686	32	2,529	-	2,529
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,594	673	27	3,296	-	3,296

(注) 1 セグメント資産の調整額3,167百万円には、主に投資と資本の相殺消去 4,868百万円、債権債務の相殺消去 21,102百万円、貸倒引当金の修正606百万円、及び各報告セグメントに配分していない全社資産等 28,596百万円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	国内 アイウェア 事業	海外 アイウェア 事業	雑貨事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	47,324	10,856	2,078	60,258	-	60,258
セグメント間の内部 売上高又は振替高	646	6	-	653	653	-
計	47,971	10,862	2,078	60,912	653	60,258
セグメント利益又は 損失()	5,942	9	316	5,617	-	5,617
セグメント資産	26,723	9,022	510	36,256	17,136	53,392
その他の項目						
減価償却費	1,992	756	13	2,762	-	2,762
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,949	788	36	3,773	-	3,773

(注) 1 セグメント資産の調整額17,136百万円には、主に投資と資本の相殺消去 5,910百万円、債権債務の相殺消去 18,359百万円、貸倒引当金の修正2,143百万円、及び各報告セグメントに配分していない全社資産等 39,373百万円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	その他	合計
50,797	7,344	3,751	61,893

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	その他	合計
6,822	1,392	678	8,893

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	その他	合計
49,428	6,725	4,104	60,258

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	その他	合計
7,470	1,288	408	9,168

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	国内 アイウェア 事業	海外 アイウェア 事業	雑貨事業	計			
減損損失	424	73	93	592	-	-	592

(注)「その他」の金額は、全社部門等の金額であります。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	国内 アイウェア 事業	海外 アイウェア 事業	雑貨事業	計			
減損損失	194	347	81	622	-	-	622

(注)1 「その他」の金額は、全社部門等の金額であります。

2 事業撤退損失計上分を含めております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	国内 アイウェア 事業	海外 アイウェア 事業	雑貨事業	計			
当期償却額	71	-	-	71	-	-	71
当期末残高	142	-	-	142	-	-	142

(注)「その他」の金額は、全社部門等の金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり純資産額	933円01銭	761円05銭
1株当たり当期純利益	161円40銭	71円49銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-	67円40銭

- (注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。
2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであり
ます。

項目	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり当期純利益	161円40銭	71円49銭
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,869	1,687
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,869	1,687
普通株式の期中平均株式数(株)	23,976,509	23,605,321
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	67円40銭
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	26
(うちその他(税額相当額控除後)(百万円))	(-)	(26)
普通株式増加数(株)	-	1,036,155
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(-)	(1,036,155)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)ジズホールディングス	2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	2020年2月28日		10,166		なし	2023年2月28日
"	2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	2020年2月28日		10,045		なし	2025年2月28日
合計				20,211			

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債の内容

	2023年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	2025年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式の内容	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償	無償
株式の発行価格(円)	9,432	10,218
発行価額の総額(百万円)	10,200	10,050
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)		
新株予約権の付与割合(%)	100	100
新株予約権の行使期間	自 2020年3月13日 至 2023年2月14日	自 2020年3月13日 至 2025年2月14日

(注) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
		10,000		10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,979	1,753	4.22	-
1年以内に返済予定の長期借入金	181	1,064	1.12	-
1年以内に返済予定のリース債務	698	571	3.68	-
1年以内に返済予定のその他有利子負債 割賦債務(1年以内)	487	573	3.93	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,135	294	2.71	2021年9月～ 2025年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	807	623	3.63	2021年9月～ 2025年7月
その他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。) 割賦債務(1年超)	943	977	3.14	2021年9月～ 2025年7月
合計	6,232	5,858	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結貸借対照表日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	182	51	18	7
リース債務	468	102	42	9
その他有利子負債 (割賦債務)	470	293	165	41

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	14,928	31,513	41,816	60,258
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,296	3,247	760	3,681
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期純損失() (百万円)	833	2,063	15	1,687
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 1株当たり四半期 純損失() (円)	34.78	86.44	0.65	71.49

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失() (円)	34.78	51.74	89.05	72.95

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	542	14,985
前払費用	387	209
関係会社短期貸付金	1 3,702	1 4,415
その他	1 854	1 917
貸倒引当金	606	2,143
流動資産合計	4,879	18,384
固定資産		
有形固定資産		
建物	494	456
構築物	0	0
工具、器具及び備品	30	24
リース資産	1	-
建設仮勘定	-	0
有形固定資産合計	527	481
無形固定資産		
商標権	1	0
ソフトウェア	746	895
リース資産	100	42
ソフトウェア仮勘定	128	22
無形固定資産合計	977	960
投資その他の資産		
投資有価証券	110	597
関係会社株式	2,061	3,103
関係会社長期貸付金	1 16,362	1 12,193
長期前払費用	5	6
繰延税金資産	418	383
敷金及び保証金	653	673
その他	0	0
投資その他の資産合計	19,613	16,957
固定資産合計	21,118	18,399
資産合計	25,998	36,784

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	122	1,015
リース債務	61	42
未払金	1,017	994
未払費用	74	72
未払法人税等	1,100	21
未払消費税等	144	30
賞与引当金	-	11
その他	28	17
流動負債合計	2,549	2,206
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	20,211
長期借入金	1,015	-
リース債務	43	0
資産除去債務	233	233
長期未払金	473	492
固定負債合計	1,765	20,938
負債合計	4,314	23,144
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,202	3,202
資本剰余金		
資本準備金	3,157	3,157
その他資本剰余金	22	22
資本剰余金合計	3,179	3,179
利益剰余金		
利益準備金	8	8
その他利益剰余金		
別途積立金	60	60
繰越利益剰余金	15,235	12,192
利益剰余金合計	15,304	12,260
自己株式	1	5,002
株主資本合計	21,684	13,640
純資産合計	21,684	13,640
負債純資産合計	25,998	36,784

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月 31日)	当事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)
売上高	1 39,577	-
営業収益	1 632	1 3,761
売上高及び営業収益合計	40,209	3,761
売上原価	9,030	-
売上総利益	31,178	3,761
販売費及び一般管理費	1, 2 25,208	1, 2 4,048
営業利益又は営業損失()	5,970	286
営業外収益		
受取利息	1 68	1 172
受取手数料	1 126	-
受取賃貸料	1 15	1 0
その他	1 7	1 0
営業外収益合計	218	173
営業外費用		
支払利息	18	12
支払手数料	3	99
不動産賃貸費用	202	-
為替差損	131	30
貸倒引当金繰入額	314	1,536
その他	33	0
営業外費用合計	702	1,679
経常利益又は経常損失()	5,485	1,792
特別損失		
固定資産除却損	86	0
関係会社株式評価損	200	-
店舗閉鎖損失	6	-
その他	42	40
特別損失合計	335	40
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	5,150	1,833
法人税、住民税及び事業税	1,893	23
法人税等調整額	31	35
法人税等合計	1,924	11
当期純利益又は当期純損失()	3,225	1,844

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,202	3,157	22	3,179
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	3,202	3,157	22	3,179

(単位：百万円)

	株主資本						純資産合計
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	8	60	13,161	13,229	1	19,609	19,609
当期変動額							
剰余金の配当			1,150	1,150		1,150	1,150
当期純利益			3,225	3,225		3,225	3,225
自己株式の取得						-	-
当期変動額合計	-	-	2,074	2,074	-	2,074	2,074
当期末残高	8	60	15,235	15,304	1	21,684	21,684

当事業年度(自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	3,202	3,157	22	3,179
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純損失()				
自己株式の取得				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	3,202	3,157	22	3,179

(単位：百万円)

	株主資本						純資産合計
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
		別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	8	60	15,235	15,304	1	21,684	21,684
当期変動額							
剰余金の配当			1,198	1,198		1,198	1,198
当期純損失()			1,844	1,844		1,844	1,844
自己株式の取得					5,000	5,000	5,000
当期変動額合計	-	-	3,043	3,043	5,000	8,044	8,044
当期末残高	8	60	12,192	12,260	5,002	13,640	13,640

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
時価の無いものに関しては、移動平均法による原価法を採用しております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。
但し、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
工具、器具及び備品	2年～15年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (4) 長期前払費用
定額法を採用しております。
- 3 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- 4 重要なヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについて、特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金の金利
 - (3) ヘッジ方針
金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理を採用しているため有効性の評価を省略しております。
- 5 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理税は、税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大により、当社グループでは国内アイウェア事業で最大360店舗の営業を自粛することとなるなど、業績に大きな影響が出ております。

今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、2020年の年末に向けて状況が改善すると仮定して、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
短期金銭債権	4,545百万円	5,326百万円
長期金銭債権	16,362 "	12,193 "
短期金銭債務	599 "	476 "

2 保証債務

関係会社について、金融機関からの借入及びリース取引に対して、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
株式会社フィールグッド	438百万円	120百万円
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	23 "	12 "
晴姿(上海)企業管理有限公司	2,466 "	2,220 "
晴姿美視商貿(北京)有限公司	33 "	6 "
JINS Eyewear US, Inc.	185 "	176 "
台灣晴姿股份有限公司	395 "	255 "
JINS Hong Kong Limited	76 "	306 "
合計	3,619百万円	3,098百万円

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
当座貸越極度額	800百万円	25,800百万円
借入実行残高	- "	- "
差引額	800百万円	25,800百万円

4 コミットメント契約

コミットメントライン契約

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2017年8月29日付にて取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
契約の総額	8,000百万円	8,000百万円
当事業年度末借入可能残高	4,000 "	4,000 "
借入実行残高	- "	- "
差引額	4,000百万円	4,000百万円

5 財務制限条項

前事業年度(2019年8月31日)

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2017年8月29日付コミットメントライン契約

融資枠契約の総額	8,000百万円
当事業年度末借入可能残高	4,000 "
借入実行残高(当事業年度末借入金残高)	- "
差引額	4,000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

契約締結日以降の各決算期末日における連結、単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の決算期末日における金額の75%、または直近の各決算期末日における金額の75%のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

契約締結日以降の各決算期末日における連結、単体の損益計算書の経常損益の額を2期連続して損失としないこと。

当事業年度(2020年8月31日)

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2017年8月29日付コミットメントライン契約

融資枠契約の総額	8,000百万円
当事業年度末借入可能残高	4,000 "
借入実行残高(当事業年度末借入金残高)	- "
差引額	4,000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

契約締結日以降の各決算期末日における連結、単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の決算期末日における金額の75%、または直近の各決算期末日における金額の75%のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

契約締結日以降の各決算期末日における連結、単体の損益計算書の経常損益の額を2期連続して損失としないこと。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高及び営業収益	1,010百万円	3,761百万円
販売費及び一般管理費	72 "	346 "
営業取引以外の取引	184 "	133 "

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度80%、当事業年度0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度20%、当事業年度100%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
給与手当	7,334百万円	329百万円
地代家賃	5,742 "	633 "
広告宣伝費	1,381 "	63 "
減価償却費	1,557 "	395 "
支払手数料	3,061 "	1,675 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式3,103百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式2,061百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 8月31日)	当事業年度 (2020年 8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税否認額	71百万円	5百万円
未払賃借料	5 "	- "
貸倒引当金	185 "	656 "
資産除去債務	71 "	71 "
関係会社評価損	795 "	795 "
関係会社株式	519 "	519 "
その他	25 "	67 "
繰延税金資産小計	1,674百万円	2,116百万円
評価性引当額	1,203 "	1,686 "
繰延税金資産合計	471百万円	429百万円
繰延税金負債		
資産除去債務	52百万円	46百万円
繰延税金負債合計	52百万円	46百万円
繰延税金資産の純額	418百万円	383百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 8月31日)	当事業年度 (2020年 8月31日)
法定実効税率	30.62%	-
(調整)		
住民税均等割	2.56%	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.08%	-
関係会社株式評価損	1.19%	-
評価性引当額	1.87%	-
その他	1.06%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.38%	-

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却又は 償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	989	27	4	1,011	555	64	456
構築物	4	0	-	4	3	0	0
工具、器具及び備品	131	4	2	133	109	10	24
リース資産	63	-	6	56	56	1	-
建設仮勘定	-	36	35	0	-	-	0
有形固定資産計	1,188	69	49	1,207	725	77	481
無形固定資産							
商標権	8	-	-	8	8	0	0
ソフトウェア	922	406	-	1,328	433	258	895
ソフトウェア仮勘定	128	374	480	22	-	-	22
特許権	0	-	-	0	0	-	-
リース資産	256	-	47	208	166	58	42
無形固定資産計	1,316	781	528	1,569	608	317	960

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	新規建物建設	27百万円
工具、器具及び備品	本社備品等	4 "
建設仮勘定	新規建物建設等	36 "
ソフトウェア	業務システム開発等	406 "
ソフトウェア仮勘定	システム導入準備等	374 "

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社設備除却等	4百万円
工具、器具及び備品	本社備品除却等	2 "
リース資産(有形)	リース期間満了等	6 "
リース資産(無形)	リース期間満了等	47 "

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	606	1,536	-	2,143
賞与引当金	-	11	-	11

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 公告掲載URL https://jinsholdings.com
株主に対する特典	毎年8月末日現在で1単元(100株)以上所有の株主に対し、当社グループ国内直営店及び当社指定オンラインショップで利用可能な「株主様ご優待券」5,000円券を1枚贈呈する。なお当社グループ国内直営店舗で利用する場合には、土日祝日を除く平日のみ利用可能とする。

(注) 2007年11月28日開催の定時株主総会決議による定款変更で、次の旨を定款に定めております。

当社の単元未満株主は下記に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第32期)(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)2019年11月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年11月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第33期第1四半期)(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)2020年1月10日関東財務局長に提出。

(第33期第2四半期)(自 2019年12月1日 至 2020年2月29日)2020年4月10日関東財務局長に提出。

(第33期第3四半期)(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)2020年7月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2019年11月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2020年2月12日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2020年2月13日関東財務局長に提出。

2020年2月12日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

2020年3月12日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年11月26日

株式会社ジズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡直彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三木練太郎	印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジズホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジズホールディングス及び連結子会社の2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジズホールディングスの2020年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ジズホールディングスが2020年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月26日

株式会社ジズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡直彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三木練太郎	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジズホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジズホールディングスの2020年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。